

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について(お知らせ)

平成25年12月9日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成25年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省HP内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201100717 平成23年12月6日(東京都) 平成23年12月19日	ガスストーブ(開放式)(都市ガス用)	GSN-200	東芝ガス機器工業株式会社(窓口 東芝ホームアプライアンス株式会社)	(CO中毒、死亡1名) 1名が死亡した状態で発見され、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品には、台所のガス栓から引いたガスホースが接続されていた。 ○使用中の当該製品からは、0.2%以上の一酸化炭素が検出された。 ○当該製品の赤外線ネットにはススが付着しており、反射板表面、外郭上面の一部も黒くなっていた。 ○当該製品のバーナーの一次空気取り入れ口に取り付けられている空気調整器が適切に設定されておらず、十分な空気量が確保されていなかった。なお、当該製品の空気調整器は使用するガス種(6Aと13A)にあわせて空気流入量を調節できるものである。 ○空気調整器の設定を適切に直したところ、一酸化炭素濃度は人体に影響のない程度まで低下した。 ○空気調整器の設定が変更された経緯は確認出来なかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の空気取り入れ口の調整器の設定が変更されていたために、不完全燃焼状態になり、高濃度の一酸化炭素が発生した結果、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A201101101 平成24年3月1日(秋田県) 平成24年3月9日	石油ストーブ(密閉式)	FF-90RF	サンポット株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品の上に可燃物を置いたままスイッチを入れ、その場を離れた。 ○放熱器上部に可燃物の燃えかすがあった。 ○当該製品の内部には異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は使用中に上面が高温になる。 ●当該製品の上面に可燃物を置いたまま使用者がスイッチを入れたため可燃物が発火し、当該製品周辺を延焼して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「点火前に製品周囲に燃えやすい危険な物が置かれていないか確認する」旨、記載されている。 	
3	A201200117 平成24年5月2日(秋田県) 平成24年5月11日	石油給湯機付ふろがま	KIB-426DF	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品を使用中、発煙に気がつき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、過熱防止装置作動のエラー表示が出ていたが、リセットをして使用を継続していた。 ○当該製品の送油経路には異物の付着や混入、錆が確認された。 ○オイルストレーナーに水分が溜まり、白錆が確認された。 ○消音室の消音材に油の染み込みが確認された。 ○基板や電装部品に発火の痕跡は認められず、温度ヒューズ、過熱防止装置に導通が認められた。 ●当該製品は、給油経路に異物の混入、異物の付着及び部品の腐食等によりノズルの噴霧不良や電磁ポンプの圧力の低下が生じた。そのため着火遅れの状態や燃焼不良の状態が継続的に使用したことによって未燃灯油が消音材や排気筒内面のススに染み込み、使用中の燃焼炎等で引火し事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、故障・異常の見分けかたと処置方法として、E4(過熱防止装置作動)のエラーコードの場合、「確認・処置として、お買い求めの販売店にご連絡ください。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201200155 平成24年3月20日(高知県) 平成24年5月24日	ガストーブ(ガスボンベ式)	なし	株式会社ワールドリンク(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品のカセットボンベを交換し、使用しようとしたところ、当該製品から出火し、当該製品を焼損、1名が負傷した。	○当該製品とカセットボンベを正常に設置した場合、ガス漏れは検知されなかった。 ○ガストーブのフランジ切欠き部分とストーブの凸部を合わせないで装着するとガス漏れが生じ、ガスボンベ装着レバーも重なった。 ○凹凸を合わせて装着すると付かない圧着痕が、ガスボンベのフランジに認められた。 ○ガストーブの下部缶の保持する金具が広がっていた。 ●当該製品に使用者がガスボンベを装着する際に、凹凸を合わせず無理にガスボンベ装着レバーを押したため、ガスボンベ接続口でガスが漏れ、着火動作によって漏れたガスに引火し、着用していた衣服に着火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「カセットボンベの凹みとストーブの凸部を合わせて設置する」旨、記載されている。	A201200195(カセットボンベ)と同一事故
5	A201200195 平成24年3月20日(高知県) 平成24年6月8日	カセットボンベ	なし	東邦金属工業株式会社(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品をガストーブ(ガスボンベ式)に装着し、スイッチを入れたところ、ガストーブから出火し、1名が火傷を負った。	○当該製品のフランジの切欠き部分とガストーブの凸部とを合わせないで装着するとガス漏れが生じた。 ○当該製品のフランジ切欠き部分以外に圧着痕が認められた。 ○ガストーブとカセットボンベを正常に装着した場合、ガス漏れは生じなかった。 ○未使用時のガストーブのガス量は250g、当該製品のガス量は110gであった。 ○当該製品の胴蓋、缶底の外観に変形等の異常は認められなかった。 ●当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、フランジの切欠き部分以外に圧着痕が認められたことから、当該製品の装着時、フランジの切欠き部分にガストーブの凸部を合わせずに装着したことから事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201200155(ガストーブ)と同一事故
6	A201200214 平成24年6月7日(兵庫県) 平成24年6月19日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-EV7CP-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品で調理中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故前に調理油過熱防止装置が付いていない左こんろを使用して、揚げ物調理をしていた。 ○左こんろの操作ボタン及び電池ケースは焼損し、内部の樹脂製点火レバー部が焼失しており、器具栓本体及びバーナー部は黒く焼損していた。 ○左こんろ器具栓のガス弁を開閉するスピンドルは押し込まれた状態で、ガス弁が開いた点火位置であった。 ●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない左こんろで揚げ物調理後、こんろの火を消し忘れたため、調理油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」、「揚げ物調理をする場合は必ず温度センサー付バーナーを使用する」及び「消火の確認」する旨、記載されている。	
7	A201200224 平成24年6月14日(兵庫県) 平成24年6月22日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-N80VE7-R	株式会社パロマ	(火災) 当該製品のグリル部で調理後、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○事故前にグリルを使用して魚を焼き、グリルの火を消し忘れて食事をしていたところ、グリル庫内から出火していた。 ○当該製品のグリル庫内に多量のススが付着していたが、左右のこんろ部、ガス通路部に、焼損や汚損は認められなかった。 ○グリル受け皿には、魚等の調理物から落下した油脂類や食品の炭化した堆積物が認められた。 ○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。 ●当該製品のグリルを使用後、火を消し忘れたため、消し忘れ防止装置が作動する前にグリル受け皿に溜まった油脂類が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない、就寝、外出しない」、「消火操作したときは必ず炎を確認する。また、使用後は機器のガス栓を閉じる」、「グリルを使用後および連続使用の場合はグリル受け皿にたまった脂を取り除く」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201200263 平成24年6月28日(京都府) 平成24年7月6日	ガス給湯付ふろが ま(LPガス用)	GJV-24T2	松下電器産業株式 会社(現 パナソ ニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	<p>○約16年の使用により、給湯側熱交換器の内部のフィン部にススが多量に堆積し、フィンの一部が閉塞状態になっていた。</p> <p>○給湯側バーナーの内部に虫や繊維状の異物が付着しており、炎口の一部は目詰まりしていた。</p> <p>○電装部品や基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○給湯側バーナーの炎口や点火プラグ、炎検出のためのフレームロッド、ガスノズル、ファンモーターには異常がなかった。</p> <p>○出湯能力の低下が生じ、風呂への給湯に時間を要する状態であった。</p> <p>●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、バーナー内部へ虫等の異物が付着して、堆積していたため炎口が目詰りし、異常燃焼によってススが熱交換器を閉塞。発生した未燃ガスに引火して、排気口から出た炎が電柱の塩ビシートや配線を焼損し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
9	A201200309 平成24年7月5日(秋田県) 平成24年7月25日	ガス瞬間湯沸器(L Pガス用)	PH-203EWHFS	株式会社パロマ	(火災) 建物を5棟全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の内部から出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○焼損状況から外部から焼損した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品の近くに古新聞が置かれていた。</p> <p>●当該製品は、火災の状況から外部からの延焼によって焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
10	A201200348 平成24年7月6日(山形県) 平成24年8月10日	ガスこんろ(LPガス 用)	PKD-351	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発生し た。	<p>○使用者はグリル水入れ皿に水を入れず、グリルに食パンを入れて点火したまま外出していた。</p> <p>○グリルバーナー接続部のゴムリングが焼損していた。</p> <p>○グリル内には油脂類が付着していた。</p> <p>●当該製品のグリル水入れ皿に水を入れずにグリルを点火したまま外出したため、グリル内の食パンや油脂類が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「グリルを使用するときは必ず水入れ皿に水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必ずお手入れをする。グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災の原因になります。」旨、記載されている。</p>	
11	A201200384 平成24年8月12日(大分県) 平成24年8月27日	ガスこんろ(LPガス 用)	PA-DR37EF-R	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 当該製品で焼き物料理をしてい たところ、壁面から煙が上がり、 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	<p>○当該製品右側の強火力バーナーで長時間焼き網調理をしていたところ、当該製品右側の壁面より煙が上がった。</p> <p>○右側の壁はタイル貼りで、内部の木材は炭化しており、こんろからの熱で加熱されて低温着火した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品本体右側は、表面の塗装が残っているなど、焼損は軽微であった。</p> <p>●当該製品は右側に強火力バーナー、左側に標準バーナーを有するガスこんろであるが、当該製品の強火力バーナーが壁側に配置されていたため、長年の使用により、ガスこんろ近傍の壁内部の木材が炭化し、事故当日の加熱により炭化した木材が低温着火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には「標準バーナー側を壁側に設置する」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201200405 平成24年8月21日(宮崎県) 平成24年9月3日	ガスこんろ(LPガス用)	RT-650GFTS	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の 一部を焼損する火災が発生し た。	○右バーナーを使用中に、左バーナーの操作ボタンや器具栓の点滅機構の 一部などの樹脂部品が焼損した。 ○焼損箇所の本体底面にはススが付着していたが、他の部分には焼損等の 異常は認められなかった。 ○事故当時、左バーナーは使用されておらず、器具栓は閉状態であった。 ○当該製品の各部にガス漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品の各部にガス漏れの痕跡は認められないことから、外部からの延 焼により焼損したものと推定される。	
13	A201200433 平成24年9月7日(福井県) 平成24年9月13日	開放式ガス瞬間湯 沸器(LPガス用)	RUS-53FT	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火 災が発生した。	○床に置かれた書類等が焼損していたが、上方に設置されていた当該製品に 変形や焼損した痕跡は認められなかった。 ○当該製品に着火不良は認められず、動作は正常であった。 ○当該製品及びガス配管にガス漏れは認められなかった。 ○出火時、事務室は不在で、窓やドアは閉まっており、換気扇は動いていな かった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった が、当該製品には着火不良などの異常が認められないことから、製品に起因 しない事故と推定される。	
14	A201200444 平成24年9月6日(長崎県) 平成24年9月18日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-700P-1L	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災、重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発生 し、1名が負傷した。	○事故当時、製品本体が180° 近く回転していて、ガス栓に接続されたゴム 管に当該製品は接続されていなかった。 ○ゴム管は焼損していなかった。 ○当該製品は左側面の正面側の焼損が著しく、当該箇所は内部より外部の焼 損が著しかった。 ○当該製品の左バーナー及びグリルは点火状態であった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかつた が、当該製品は使用状態ではなかったことから、製品に起因しない事故と推定 される。	
15	A201200449 平成24年9月6日(兵庫県) 平成24年9月19日	ガスこんろ(都市ガ ス用)	IC-E615CP-R	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を 焼損する火災が発生した。	○グリルで鶏肉を調理中に、グリルの排気口から炎が上がった。 ○使用者はグリルの掃除を購入後、一度も行なっていなかった。 ○グリルの内部には、油脂類が多く付着していた。 ○当該製品のみを焼損した火災であった。 ●当該製品は、使用者が購入後、グリルの手入れを一度も行っておらず、油 脂類がグリル内に堆積していたことから、グリルで鶏肉を調理中に堆積してい た油脂類に着火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推 定される。 なお、取扱説明書には、「グリルを使用する時は、グリル水入れ皿に必ず所 定の水量の水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必 ず手入れする」、「グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災の おそれがあります。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201200451 平成24年9月9日(和歌山県) 平成24年9月20日	ガス栓(LPガス用)	YOF-200F(矢崎総業株式会社(現 矢崎エナジーシステム株式会社)ブランド)	大洋技研工業株式会社(矢崎総業株式会社(現 矢崎エナジーシステム株式会社)ブランド)	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、鍋でお湯を沸かそうとして、誤ってガスこんろに接続されていない左側のガス栓を開いた。 ○当該製品の左側のゴム管口には、樹脂製のガスこんろのキャップが取り付けられていた。 ○当該製品はつまみが焼損し溶融していたが、当該製品のヒューズ機構について、作動流量、動作時の気密性、ON・OFF機能等に不具合は認められなかった。 ●当該製品の左側ガス栓に、ガス栓キャップでなく、ガスこんろに装着されていた樹脂性のガスこんろのキャップを取り付けていたため、誤って左側のガス栓を開放した際にゴム管口と樹脂性のガスこんろのキャップの隙間からヒューズ機能が作動しない少量のガス漏れが生じ、漏えいしたガスにこんろの火が引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「使用しないガス栓にはゴムキャップ(ガス栓キャップ)をつけておいてください」旨、記載されている。	
17	A201200460 平成24年8月31日(福岡県) 平成24年9月24日	カセットこんろ	F-2100	株式会社旭製作所	(火災、重傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は器具栓つまみが焼損し変形するなどしていたが、全体的に強い焼けは認められなかった。 ○カセットボンベを装填し、気密テストを実施したところ、ガス漏れは確認出来なかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A201200462 平成24年9月5日(兵庫県) 平成24年9月24日	ガス調整器(LPガス用)	RA4-NH	富士工器株式会社	(火災) 当該製品を破損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の分解調査で、ガス流量を調整する弁ゴムのノズル接触部分に亀裂が認められた。 ○事故後、LPガス販売事業者が当該製品を点検したところ、出口圧力は測定器の測定範囲を超えていた。 ○当該製品は交換期限の7年が切れていた。 ●当該製品は使用から約18年が経過しており、ガス流量を調整する弁ゴムがノズル接触部分で亀裂が生じ、圧力調整機能が正常に作動しなかったため、LPガスボンベ側の圧力が亀裂部分から出口側に加わり、ガス圧が上昇して使用中のガス炊飯器の火力が強くなって事故に至ったものと推定される。	
19	A201200468 平成24年9月14日(徳島県) 平成24年9月26日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-S301F-1	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品で調理中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスこんろ使用中、使用者は居間でテレビを視聴中に寝てしまった。 ○当該製品に焼損は認められなかった。 ○使用者は、消火するため炎の上がった天ぷら鍋をシンクに置いたため、シンク近くにあった食器洗い器の表面樹脂が炎で溶融した。 ○当該製品は調理油過熱防止装置が装備されていない機種であった。 ●当該製品に焼損はなく、使用者が当該製品で天ぷら調理中にその場を離れていたことから天ぷら油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。料理中のものが焦げたり燃えたりして火災の原因になります。特に天ぷら、揚げ物をしているときは注意してください。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A201200469 平成24年9月22日(大分県) 平成24年9月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-M680F	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、軽傷1名) 住宅1棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、お湯を沸かした後、使用した右側こんろの火を消火せずにその場を離れていた。 ○事故当時、左側こんろの上に置かれた片手鍋の取っ手が右側こんろ側に向けられており、当該鍋の上には濡れ布巾が掛けられていた。 ●当該製品でお湯を沸かした後、右側こんろの火を消さずにその場を離れたため、右側こんろの火が布巾や片手鍋の取っ手に着火して、周辺の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。」の旨、記載されている。	
21	A201200487 平成24年9月24日(東京都) 平成24年10月1日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-101W	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品正面の排気口前に布団用シーツを吊り下げていた。 ○当該製品と布団用シーツとの距離は、おおよそ30cm～50cm程度であった。 ○当該製品にはガス漏れは認められなかった。 ○当該製品の熱交換器及びバーナーケース部に穴あきは認められなかった。 ○熱交換器のフィンに詰まりは認められなかった。 ○燃焼管には、焼けや燃焼生成物の詰まりが認められた。 ●当該製品は、経年による燃焼管の詰まりが認められたが、その他に異常は認められず、燃焼は正常であったことから、当該製品の前に干されたシーツが給気ガスを閉塞して燃焼バランスが崩れ、発生した未燃ガスが排気口から排出されてバーナー炎と繋がってシーツや周辺物に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「器具周辺に可燃物など燃えやすいものを近づけない」旨、記載されている。	
22	A201200489 平成24年9月18日(鹿児島県) 平成24年10月1日	石油給湯機	IB-33S	株式会社長府製作所	(火災) 家人が異常に気付き確認すると、当該製品から出火し、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外郭内面にある断熱材の変色は、内側より外側の方が強かった。 ○底板前部の開口部付近の内部配線やバーナー本体の電磁ポンプ部付近の焼損が著しかったが、出火の痕跡は認められなかった。 ○燃焼室内にススの付着はなく、点火不良や不完全燃焼の痕跡は認められなかった。 ○バーナー送風機の給気口からのスス吸い込みの痕跡が認められないことから、内部焼損時、バーナーは停止状態であったものと推定される。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から21年と推定)
23	A201200491 平成24年9月26日(富山県) 平成24年10月2日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-3200CF-1	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のグリル扉の取っ手樹脂が焼失しており、グリルの操作ボタンは点火状態であった。 ○当該製品のグリル庫内の焼き網の上には焦げた魚が残っており、水受け皿は過熱して油脂などが焼けた痕跡が認められた。 ○使用者は、当該製品のグリルで魚を焼いて、火をつけたまま外出していた。 ●当該製品のグリルを使用中に火をつけたまま外出していたため、グリル庫内の油脂などに着火して、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A201200497 平成24年9月27日(大阪府) 平成24年10月4日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-E705NF-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、重傷1名、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は両口とも調理油過熱防止装置のない製品であった。</p> <p>○当該製品の右こんろに天ぷら鍋が載せられていた。</p> <p>○当該製品の右こんろの器具栓が開いており、点火スイッチが燃焼時の状態で固着していた。</p> <p>●当該製品で揚げ物調理をした後、こんろの火を消し忘れたため、調理油が過熱され発火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝の禁止、とくに天ぷら、揚げ物をしているときは注意してください。」旨、記載されている。</p>	
25	A201200501 平成24年10月1日(東京都) 平成24年10月9日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-E68F-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、調理油過熱防止装置を左こんろに装備した二口ガスこんろであった。</p> <p>○使用者は、当該製品の右こんろが点火しにくかったため、左こんろの火をキッチンペーパーに移して火種としていた。</p> <p>○当該製品の下に新聞紙が敷かれ、当該製品の下側が焼損していた。</p> <p>○当該製品にガス漏れは無く、調理油過熱防止装置にも異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品には異常が認められないことから、点火の際、キッチンペーパーの火が、当該製品の下に敷いてあった新聞紙に燃え移ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「機器の点火装置以外の方法では点火しない」、「機器の下に新聞紙やビニールシートなどの可燃物を敷かない」旨、記載されている。</p>	
26	A201200521 平成24年10月7日(沖縄県) 平成24年10月18日	ガス栓(LPガス用)	YOF-200FGH(矢崎総業株式会社(現 矢崎エナジーシステム株式会社)ブランド)	大洋技研工業株式会社(矢崎総業株式会社(現 矢崎エナジーシステム株式会社)ブランド)	(火災) 当該製品に接続したガス炊飯器を使用中、異音に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品にガス漏れはなく、ヒューズ機能にも異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品と継ぎ手ホースとの接続にはガス栓用プラグではなく、機器用スリムプラグが使用されており、それぞれの接続はガス供給業者が行っていた。</p> <p>○ガス栓と継ぎ手ホースとの接続に機器用スリムプラグを使用した場合、接続が不十分となり、継ぎ手ホースのガス栓側継ぎ手と機器用スリムプラグの接続部でガス漏れを生じた。</p> <p>●当該製品と継ぎ手ホースを接続する際にガス事業者が誤って機器用スリムプラグを使用したため接続が不十分となり、ガス漏れを生じて引火し当該製品のつまみが焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・A201200535(ホース)と同一事故
27	A201200535 平成24年10月7日(沖縄県) 平成24年10月29日	継ぎ手ホース(LPガス用)	EC40007-00004	株式会社十川ゴム	(火災) ガス栓に当該製品を介して接続したガス炊飯器を使用中、異音に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品のガス栓側継ぎ手付近が著しく焼損していた。</p> <p>○ガス栓と当該製品との接続にはガス栓用プラグではなく、機器用スリムプラグが使用されており、それぞれの接続はガス供給業者が行っていた。</p> <p>○ガス栓と当該製品との接続に機器用スリムプラグを使用した場合、接続が不十分となり、当該製品のガス栓側継ぎ手と機器用スリムプラグの接続部でガス漏れを生じた。</p> <p>●当該製品とガス栓をガス供給業者が誤って機器用スリムプラグで接続したため接続が不十分となり、ガス漏れを生じて引火したものと推定される。</p>	・A201200521(ガス栓(LPガス用))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
28	A201200545 平成24年10月18日(東京都) 平成24年10月26日	カセットこんろ	CB-AP-14(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品で炭をおこしていたところ、当該製品に接続したカセットボンベが破裂し、当該製品を焼損、1名が火傷を負う火災が発生した。	○当該製品のガバナの内部部品に損傷は認められなかった。 ○ボンベが破裂した際に、ボンベトップ部が当該製品のボンベ接続口に衝突した痕跡が認められた。 ○使用者は、当該製品の五徳の上に金網を載せて、その上で炭の火起こしをしていた。 ●当該製品は、炭の火起こしに使用されていたために、炭の輻射熱によって、圧力感知安全装置作動後もボンベが過熱されて爆発し、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「練炭、炭などの火起こし等には使用しない」旨、記載されている。	
29	A201200555 平成24年10月17日(栃木県) 平成24年10月29日	密閉式(BF式)ガスふろがま(都市ガス用)	GF-70B2(松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)ブランド)	株式会社タイハイ (松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は、正面の燃焼確認窓から上部にかけて、内部から火災が吹出したように、ススの付着とプラスチック部品の焼損が認められた。 ○当該製品の底面及び側面に錆が認められ、冠水の跡が認められた。 ○排気口及び浴槽循環口に焼損及びススの付着はなく、異常燃焼や空だきの痕跡は認められなかった。 ○バーナーは給湯・ふろ側ともスス付着の痕跡はなく、ノズル受け口、ノズル側にも異常は認められなかった。また、元弁上部の部品及び点火装置、種火バーナー部にも異常は認められなかった。 ○分解したふろ側ガスガバナシール部に砂状の異物が付着していた。また、配管内部に異物が認められた。 ○異物のEDS分析の結果、アルミ、けい素等が確認された。 ●当該製品に冠水の跡が確認されたことから、冠水等により、内部に浸み込んだ水分によってアルミダイキャスト部品内部の腐食が経時的に進行し、生成された砂状の異物等がふろ側のガスガバナシール部分に侵入してガス漏れが生じ、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、機器内部が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「特に注意して頂きたいこととして使用場所についてのご注意・排水口は詰まらせないようにご注意ください。排水が悪く機器が水びたしになると異常燃焼をおこし器具が故障したり、焼損する場合があります。水びたしになった状態では絶対に使用しないでください。」旨、記載されている。	
30	A201200576 平成24年10月23日(青森県) 平成24年11月2日	半密閉式(CF式)ガスふろがま(LPガス用)	TP-A21BS	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	○当該製品が設置されていた浴室の排水口の排水状態が悪い状態であった。 ○当該製品の点火機構部の樹脂部品等が焼損し、底部のノズルホルダー周辺が腐食しており、メインバーナー側面には冠水跡が認められた。 ○ガス入口からガス電磁弁までの間にガス漏れはなく、焼損した点火機構部のみ交換し燃焼状態を確認したところ、メインバーナーへの火移りや燃焼炎の状態に異常は認められなかった。 ○メインバーナー炎口付近まで冠水させ、その後水を抜き一部のメインバーナー炎口に水膜が残っている状態で燃焼させたところ、一部の未燃ガスがメインノズル上にあふれて引火し、器具栓を炙ることを試験で確認したが、事故当時の冠水状況は確認出来なかった。 ●当該製品の事故時の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れはなく、点火機構部の樹脂部品を交換したところメインバーナーの燃焼状態に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
31	A201200581 平成24年10月26日(鹿児島県) 平成24年11月5日	密閉式(BF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	SR-DP(リンナイ株式会社ブランド:型式RBF-SRDP-FX-R-T)	株式会社ガスター(リンナイ株式会社ブランド)	(火災、重傷1名、軽傷1名) 当該製品を使用中、湯温調節をしたところ、浴室内で爆発する火災が発生し、周辺を焼損、2名が負傷した。	○当該製品の外郭の一部が変形して膨らみが生じていたが、隙間から浸入した水滴が乾いた水垢の痕跡から、当該変形は事故以前から生じていたものと推定される。 ○ふろがま近くに掛けてあった化繊のタオルに熱影響を受けた痕跡は認められなかったが、1.5m離れた洗面台付近の焼損が著しかった。 ○バーナー部、燃焼室及び熱交換器等にススの付着はなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。 ○ガス漏れは認められず、口火の点火性能やメインバーナーへの着火性能、燃焼状態及び立ち消え安全装置の機能等にも異常は認められなかった。 ●事故当時の状況が不明のため爆発・着火した原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部にガス漏れや不完全燃焼等の異常は認められず、各部の機能にも異常がなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A201200587 平成24年10月25日(愛知県) 平成24年11月6日	ガスこんろ(都市ガス用)	RTS-600GFS-R	リンナイ株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろ操作ボタン周辺が著しく焼損していた。 ○右こんろのバーナー部やノズルには、煮こぼれ等の異物が多量に堆積していた。 ●当該製品の右こんろで煮こぼれ等を繰り返し、ノズル内に異物が堆積していたため、バーナーの炎口部が煮こぼれで塞がれた際に、逆火が生じて操作ボタン周辺が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「煮こぼれは機器を早く傷める。」旨、記載されている。	
33	A201200601 平成24年11月4日(栃木県) 平成24年11月12日	ガスこんろ(LPガス用)	不明	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、死亡1名) 集合住宅の一室を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は、全体的に著しく焼損していた。 ○出火元は当該製品からは離れた場所であった。 ○火災原因はガス漏れではなかった。 ●出火元は当該製品から離れており、ガス漏れも認められなかったことから、当該製品が火災に関与したものとは考えられず、製品に起因しない事故と推定される。	
34	A201200608 平成24年10月10日(京都府) 平成24年11月14日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-S76F-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が調理油過熱防止装置が搭載されていない当該製品の右側こんろで、天ぷら調理後、ガスこんろの火を消し忘れていた。 ○焼損箇所はガスこんろ周辺の壁と換気扇のみであった。 ○当該製品の機能には異常がなく、現在も継続して使用がなされている。 ●当該製品で揚げ物調理をした後、こんろの火を消し忘れてため、調理油が過熱され発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝の禁止、とくに天ぷら、揚げ物をしているときは注意してください。」の旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
35	A201200622 平成24年11月4日(新潟県) 平成24年11月22日	石油ふろがま	CK-5	株式会社長府製作所	(火災) 発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、事故発生の約8時間前に追い焚きのために5分間使用されており、浴室内に設置されていた操作スイッチには異常は認められなかった。 ○当該製品は、家屋の勝手口内に設置されており、当該製品、送油ゴムホース、勝手口の扉及び壁が焼損していた。 ○当該製品内部は焼損が著しく、缶体内の炉材には部分的に灯油の染み込みが認められた。 ○水循環パイプとホースの接続部に水漏れがあり、外装側板や底板が腐食、破損して缶体の下から排気が漏れる状態になっていた。 ○機器内部の電線類に溶融痕は認められず、電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
36	A201200624 平成24年11月11日(京都府) 平成24年11月22日	石油ストーブ(開放式)	RC-296S	株式会社トヨミ	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、住宅1棟を全焼、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に焼損が著しく、消火の放水を受けたことによる赤錆が発生していた。また、天板及びガード中央部が大きく凹み、タンク蓋に変形が認められた。 ○灯しんは最下段に下がっており、しん上下機構に異常は認められなかった。 ○燃烧筒、しん案内筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○油受け皿に油漏れはなかった。 ○給油キャップは熱による焼失部分が見られたが、装着に異常は認められなかった。 ●事故時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のしん上下機構、燃烧筒、しん案内筒、油受け皿及び給油キャップに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
37	A201200633 平成24年11月4日(福井県) 平成24年11月27日	カセットボンベ	CB-250-OR(岩谷産業株式会社ブランド)	日本瓦斯株式会社(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷3名) 当該製品をカセットこんろに接続して使用中、当該製品が爆発する火災が発生し、3名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、缶底が缶胴部のカシメ部より外れていた。 ○缶底及び缶天蓋部は膨らんでいた。 ○缶天蓋部には、カセットこんろの容器受けガイドとの打痕が認められた。 ○カセットこんろのボンベ収納部に、ススや焦げ跡等は認められなかった。 ●事故当時の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は過熱されたことにより内圧がかかって破壊したものと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。 	
38	A201200636 平成24年11月5日(群馬県) 平成24年11月27日	ガスこんろ(LPガス用)	DG3025(関東産業株式会社製システムキッチンに組み込まれたもの)	株式会社ハーマン	(火災) 異臭に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のグリル器具栓は開状態であった。 ○グリル内部及びグリル水入れ皿には、炭化物が大量に堆積していた。 ○当該製品は、過熱防止装置や消し忘れタイマー等は搭載されていない。 ●当該製品のグリルの器具栓が開いていたことから、使用者がグリルを誤って点火し、消し忘れたことから、グリル内に堆積していた油や食品カスが発火し、グリルの隙間や排気口から出た炎や熱風によってガス経路が過熱されてガス漏れが生じ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
39	A201200658 平成24年11月15日(静岡県) 平成24年12月6日	ガスこんろ(LPガス用)	RTS-337WNTS	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はガス台の奥に押し込まれ、ゴム管がグリル排気口に接した状態になっており、ゴム管が焦げていた。 ○ゴム管の焦げた部分には微少なき裂が生じており、ガス漏れが認められた。 ○当該製品に焼損はなく、気密性はあり、燃焼状態に異常は認められなかった。 ●当該製品をガス台の奥に押し込んで使用していたため、グリル排気口とゴム管が接近し、グリル使用時の排熱によりゴム管が熱損傷したため、ゴム管からガスが漏洩し引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「ゴム管は機器の下を通したり、グリル排気口に近づけない。ゴム管がとけてガス漏れの原因になる。」旨、記載されている。	
40	A201200665 平成24年11月24日(愛知県) 平成24年12月7日	石油こんろ	HH-216	株式会社トヨミ	(火災) 外出先から帰宅したところ、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○使用者は事故前日に当該製品を使用中、鍋から吹きこぼれが生じたため、燃焼筒を取り外して中を乾かしていた。 ○使用者は外出前に火がつくか確認するため、燃焼筒を外した状態で点火操作を行い、火がつかなかったため、そのままの状態外出していた。 ●当該製品の燃焼筒を外したまま点火操作を行った際、しんに火がついていたが、それに気づかず、燃焼筒を外した状態で外出したため、異常燃焼により当該製品が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「燃焼筒がしん調節器に正しくセットされていないか、しんの上ののっている」と、ススが出て異常燃焼し危険です。」旨、記載されている。	
41	A201200670 平成24年11月30日(大阪府) 平成24年12月11日	石油ストーブ(開放式)	OHR-F227	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	○当該製品は油量計のぞき窓と電池ケースが焼損していた。 ○カートリッジタンクはススが付着していたが変形・破損は認められなかった。また、タンク内には灯油が残存していたが、異臭や変色は認められなかった。 ○燃焼筒、しん及びしん案内筒に異常は認められなかった。 ○本体油タンクには、灯油が漏れずに残っていた。 ○給油時自動消火装置と対震自動消火装置は双方とも正常に作動した。 ○ホコリ及びホコリが焦げたものが本体の油タンク上面や遮熱板、置台等に認められた。 ○分解した当該製品を再度組み直し、着火させたところ正常に燃焼した。 ●当該製品の事故時の使用状況が確認出来ないことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A201200673 平成24年11月30日(栃木県) 平成24年12月13日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	PH-5BS-1	株式会社パロマ	(火災、重傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。 ○厨房内にあったガスフライヤーの種火の点火スイッチが「開」であった。 ●当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかったことから、ガスフライヤー付近からガスが漏洩し、漏洩したガスに当該製品の点火時の火花が引火し、爆発に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A201200678 平成24年12月2日(長野県) 平成24年12月13日	石油温風暖房機 (開放式)	CFH-C2505	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の温風の吹き出し口から出火する火災が発生し、建物を全焼した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を支えにして立ち上がる際、本体の向きが変わり、温風吹出口から炎が吹き出し、消火のために本体に被せたこたつ布団が燃えて火災に至っていた。 ○当該製品は天板が落下物で変形し、カートリッジタンクは装着状態で焼損していた。 ○置台の感震器は焼損し、作動確認できなかったが、制御基板等に出火の痕跡はなく、燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に故障等の異常は認められなかった。 ●当該製品に振動が加わり、燃料液面が揺れて一時的に温風吹出口から炎が吹き出したものと考えられるが、詳細な事故状況等が不明であり、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
44	A201200682 平成24年12月7日(大阪府) 平成24年12月13日	カセットこんろ	CB-AP-10(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、負傷1名) 当該製品で調理中、当該製品に接続した他社製カセットボンベが爆発する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を用いて使用者がうどんを調理していたところ、当該製品に接続した他社製ボンベが爆発し、部屋が破損するとともに使用者が火傷を負った。 ○当該製品はカセットボンベ収納部周辺の外郭に顕著な変形が認められ、カセットボンベはマウンテンカップと胴部の間が裂け開口した状態であった。 ○当該製品の底面には熱影響による変色が認められた。 ○当該製品が置かれていたこたつテーブルに円形の焦げ跡が認められ、大きさは当該製品のバーナー形状とほぼ一致することが確認された。 ○当該製品にボンベが装着された時期は不明である。 ●当該製品を逆さまに設置した状態で着火したために、カセットボンベが過熱して破裂、爆発に至ったものと判断され、製品には起因しない事故と推定される。 	
45	A201200693 平成24年12月6日(山梨県) 平成24年12月17日	石油温風暖房機 (開放式)	FA-3010S	ダイニチ工業株式会社	(火災) 当該製品のスイッチを入れてその場を離れた後、異常に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○燃焼室内部、バーナー(網)、点火プラグ及びフレームロッドに、変形などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○電源コード、当該製品内部の各リード線に短絡した痕跡は認められなかった。 ○灯油の送油経路となる電磁ポンプ・気化器・配管類に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ○気化器溶接部に外れや穴あきのガス漏れの痕跡は認められなかった。 ○当該製品内の残油には、変質は認められなかった。 ●事故当時の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
46	A201200701 平成24年12月14日(山梨県) 平成24年12月19日	ガスこんろ(LPガス用)	KDH-602CB-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品のグリルを点火して調理中、火をつけたままその場を離れ外出していた。 ○当該製品は著しく焼損し、グリル庫内は油汚れがひどかった。 ●当該製品のグリルに点火後、火をつけたままその場を離れたため、グリル庫内が高温となり、グリル内の調理物や油分が過熱し発火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの、移動、外出、就寝禁止。火災の原因となる。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
47	A201200702 平成24年12月9日(栃木県) 平成24年12月19日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-E600GP-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の右こんろにやかんを載せて点火後、その場を離れ台所に戻ると、当該製品周辺が火災になっていた。 ○天板上には焼損した可燃物が付着していた。 ○当該製品の周囲には可燃物が置かれており、整理されていなかった。 ○当該製品にガス漏れなどの異常は認められなかった。 ●当該製品に異常はないことから、使用中に火をつけたままその場を離れていたため、右こんろ周囲に置かれていた可燃物に着火した火災と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの、移動、外出、就寝禁止」、「機器の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない」旨、記載されている。 	
48	A201200704 平成24年12月1日(愛知県) 平成24年12月19日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-243AWX	株式会社ノーリツ	(重傷1名) 当該製品で追い焚き後、幼児(1歳)を浴槽に入れたところ、両足に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は追い焚きすると、浴槽循環口から気泡が多量に噴出し、点火・消火を繰り返し、湯温は攪拌不良で上部が熱くなり、循環口付近は上昇しなかった。 ○現場施工の屋外壁面の追い焚き用配管に水漏れが認められた。 ○当該製品の燃焼状態に異常はなく、追い焚きを開始して約10分後、水流スイッチが循環水量の異常を検知し、燃焼は停止した。 ●当該製品に異常はなく、現場施工の追い焚き用配管に何らかの原因で水漏れが発生したため、循環ポンプにエアが噛み込み、攪拌機能が低下してふろ上部の湯が高温になったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:18年
49	A201200707 平成24年12月7日(埼玉県) 平成24年12月20日	石油ストーブ(開放式)	SX-C180	株式会社コロナ	(火災、死亡1名、軽傷3名) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、建物を1棟全焼、3棟類焼し、1名が死亡、3名が負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、早朝、寝室に設置されていた当該製品を点火し、そのまま外出した。 ○使用者の家族が、異臭に気付いて目が覚め、当該製品の天板から高さ30cm程度の炎が出ていたため、消火しようと当該製品に毛布を掛けたが、消火できず燃え広がった。 ○当該製品は、下部に比べて上部の焼損が著しく、塗装が焼失していた。 ○当該製品には繊維状の炭化物が付着していた。 ○天板裏、燃焼筒の内炎筒の外側と外炎筒の内側に著しいススの付着は認められなかった。 ○給油タンクに変形は認められず、口金はしっかりと閉められていた。 ○置台の塗装が残っており、底面からの油漏れは確認できなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
50	A201200709 平成24年12月11日(千葉県) 平成24年12月20日	石油温風暖房機(開放式)	FW-453L	ダイニチ工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の燃焼・温風空気取り入れ口周辺には、多量のホコリが付着、堆積していたが、灯油の染み込みや焼け跡は認められなかった。 ○燃焼室内に変形、焼損、ススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○油漏れや電気部品の短絡の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の外表面に波線状の焼損痕が確認された。 ○製品の前にあるフロアマットから油分の反応が認められた。 ○カートリッジタンクは本体から抜かれており、蓋は外された状態だった。 ●当該製品に出火につながる異常は認められず、製品の外表面に灯油がかかった痕跡が認められることから、給油中にこぼれた灯油が当該製品にかかり引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
51	A201200730 平成24年12月19日(愛知県) 平成24年12月27日	石油給湯機付ふろがま	FY-61N	タカスタンダード株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○住宅は外壁塗装工事中で、当該製品上部の煙突部に養生シートの燃え残りが付着していた。 ○当該製品の下部から引き出されている電源コードが焼損し、溶融痕が認められたが二次痕と推定された。 ○内部は電源コード貫通穴から上部に焼損が拡大しており、内部配線や内部部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外壁塗装工事で当該製品に被せていた養生シートが燃焼排気ガスで燃え出し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:19年
52	A201200748 平成24年12月17日(神奈川県) 平成25年1月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-E601CB-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の右こんろは使用中であったが、詳細な使用状況等は確認出来なかった。 ○当該製品は前面右側が著しく焼損していたが、内側よりも外側の焼けが強かった。 ○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
53	A201200765 平成24年12月30日(神奈川県) 平成25年1月8日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-800F-1L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のグリルに点火後、その場を離れていた。 ○当該製品はグリル庫内が焼損し、グリル排気口にはススが付着していた。 ○水入れ皿は油汚れがひどく、焼損した異物が付着していた。 ○当該製品にガス漏れはなく、使用は可能であり、グリルに点火すると、約5分後に水入れ皿に付着した油分に火がついた。 ●当該製品に異常は認められないことから、グリル庫内を手入れしていなかったことと、グリル点火後にその場を離れていたため、庫内に付着していた油や調理物が過熱して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対離れない。」「グリル使用後は手入れする。」旨、記載されている。	
54	A201200777 平成25年1月4日(岐阜県) 平成25年1月15日	石油ストーブ(開放式)	KS-67E	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。	○当該製品は円筒型の固定タンク式石油ストーブで、燃焼部で異常燃焼が生じていた。 ○燃焼筒にはススが多量に付着し、しん案内筒に正しくセットされていなかった。 ○点火装置に異常はなく、燃焼筒を正しくセットして点火すると、正常に燃焼した。 ●当該製品の燃焼筒が正しくセットされていなかったため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「点火後、燃焼筒のつまみを左右に2~3回動かし、燃焼筒が正しくセットされているか確認する。異常燃焼し火災になるおそれがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
55	A201200781 平成25年1月2日(大阪府) 平成25年1月15日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	NH-G50A6(大阪ガス株式会社ブランド: 型式160-0015)	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) (大阪ガス株式会社ブランド)	(火災) 当該製品のドラム内部を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電気部品および燃焼系部品に出火の痕跡は認められず、ドラム庫内に残存していた多量の洗濯物が中の方から著しく焼損していた。</p> <p>○ドラム内の洗濯物は夜に乾燥運転が終了した後、翌日14時までの間放置されていた。</p> <p>○洗濯物から不飽和脂肪酸が検出された。</p> <p>●当該製品からの出火の痕跡は認められず、油分を含んだ洗濯物を乾燥させたために、油の酸化熱により自然発火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体に、「食用油、動物系油、機械油、ドライクリーニング油、美容オイル(ボディオイル、エステ系のオイルなど)、ベンジンやシンナー、ガソリン、樹脂(セルロース系)などの付着した衣類や、ポリプロピレン繊維製の衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しないでください。油の酸化熱による自然発火や引火の恐れがあります。」旨、記載されている。</p>	
56	A201200822 平成25年1月3日(宮崎県) 平成25年1月24日	石油ストーブ(開放式)	RB-25C	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故当時、使用者は燃焼中の当該製品に、電池式の給油ポンプを使用して灯油ポリタンクから給油しようとしたが、電池が切れて給油できなかったため、そのままの状態では放置していた。</p> <p>○当該製品は全体的に焼損が見られるものの、燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンクに腐食による穴開き等はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●事故当時の状況が火災発生に影響を与えたのか不明であるが、当該製品に出火に繋がるような異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
57	A201200836 平成25年1月21日(青森県) 平成25年1月28日	密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)	TP-BF3(S)	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品が設置されていた浴室は、排水状態が悪かった。</p> <p>○バーナー燃焼中に前面パネル内側で炎が上がっていた。</p> <p>○内部には冠水跡があり、バーナー手前上方のガスパイプ固定金具、圧電点火装置、内部配線が著しく焼損していた。</p> <p>●当該製品は浴室の排水不良により内部が冠水したため、バーナー部から正常に炎が出なくなりバーナーの手前側に炎が溢れ、機器内部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、本体には、「浴室の排水口はこまめに掃除する。機器内に水が浸入すると火災や機器損傷の原因になる。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から17年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
58	A201200866 平成25年1月16日(東京都) 平成25年2月4日	石油ストーブ(開放式)	SX-24	株式会社コロナ	(火災、軽傷2名) 建物を1棟全焼する火災が発生し、2名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	<p>○使用者は、当該製品の燃焼部の赤熱具合が悪かったため、カートリッジタンクを引き抜き、キャップを緩めて、再度セットしようと下に向けたところ、本体のタンク室から火が見えた。</p> <p>○使用者は、事故以前からキャップを強く閉めると火力が上がらないことがあったとして、キャップを緩めて使用していた。</p> <p>○事故後、カートリッジタンクのキャップはタンク室内から発見された。</p> <p>○当該製品のしんは消火位置まで下がっており、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○本体の固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品のカートリッジタンクのキャップが緩んでいたために灯油が漏れ、消火直後の高温になっていた部位に漏れた灯油が触れて発火し、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして油漏れがないことを確かめること、給油口が確実に閉まっていなくて簡単にひらいて、火災の原因になる」旨、記載されている。</p>	
59	A201200873 平成24年11月9日(長野県) 平成25年2月5日	石油ストーブ(開放式)	SX-B180	株式会社コロナ	(CO中毒、重傷1名) 山小屋で当該製品を使用後、体調が悪くなり入院、一酸化炭素中毒と診断された。	<p>○事故後、山小屋で発見された当該製品のしん案内筒の上板周辺には、マッチなどの燃えかすが多数残っていた。</p> <p>○当該製品に残っていた灯油は変質しており、点火レバーは変質灯油によるしんの硬化で動きづらくなっていた。</p> <p>○変質灯油が給油された経緯は特定できなかったが、山小屋の横の物置には半透明の蓋の開いたポリタンクがあり、中の灯油は変質していた。</p> <p>○当該製品の燃焼状態は不安定で、燃焼中に白煙と異臭が確認されたほか、排気ガス中に550ppmの一酸化炭素が検出された。</p> <p>○山小屋には当該製品以外にも火鉢等の燃焼器具が複数あり、一部には使用した痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品から一酸化炭素が発生していることから、当該製品によって事故に至った可能性も考えられるが、事故時の詳細な使用状況が不明であり、変質灯油が給油された経緯も特定できなかったことから、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
60	A201200896 平成25年1月31日(静岡県) 平成25年2月12日	石油温風暖房機 (開放式)	FH-iX532BY	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は樹脂部品が焼失し、全体が焼損していた。</p> <p>○カートリッジタンクは装着された状態で焼損し、口金は閉まっていた。</p> <p>○前面パネルの焼けは内側よりも外側の方が強かった。</p> <p>○送油経路に油漏れはなく、燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードが数力所断線していたが、基板、電気部品、内部配線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●事故当時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
61	A201200901 平成25年2月1日(愛知県) 平成25年2月13日	ガスこんろ(都市ガス用)	PKS-K73GF-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろとグリルを使用中、その場を離れたところ、当該製品周辺が火災になっていた。 ○グリル庫内には多量のススが付着し、水入れ皿には焼損した炭化物が付着していた。 ○グリル下面が焼損し、下面にはゴム管が接触していた痕跡が認められた。 ●当該製品のグリルに点火し、その場を離れていたため、グリル庫内が過熱して調理物や付着していた油分が発火し、当該製品の下に入り込んでいたゴム管が熱損して、ゴム管から漏れたガスに引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動禁止。」、「ゴム管は機器の上や下を通さない。」旨、記載されている。	A201200915 (ゴム管)と同一事故
62	A201200915 平成25年2月1日(愛知県) 平成25年2月15日	ゴム管(都市ガス用)	不明	株式会社ブリヂストン	(火災) 当該製品に接続されたガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスこんろの右こんろとグリルを使用中、その場を離れたところ火災になっていた。 ○当該製品はガスこんろのグリル部に入り込んでいた部分が焼損し、ゴム管口側とガス元栓側に焼損は認められなかった。 ○亀裂が発生している焼損部は、内側まで焦げが進行していた。 ○ゴム管口側とガス元栓側の外径、内径及び肉厚に異常はなく、硬さ、引張強さ、伸び等の物性値は、同一時期に製造した保管品とほぼ同等であった。 ●当該製品がガスこんろの下に入り込んでグリル底板と接近していたため、グリル庫内が過熱した際に当該製品の表面が熱劣化し、ガス漏れが発生して引火・焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201200901 (ガスこんろ)と同一事故
63	A201200921 平成25年2月7日(新潟県) 平成25年2月18日	半密閉式(CF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	PH-161M	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(CO中毒、軽症3名) 当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により3名が軽症を負う事故が発生した。	○当該製品は集合住宅の脱衣所に設置され、排気筒が共用ダクトに接続されていた。 ○当該製品は風が強いときに使用すると、CO警報器が作動するため、警報器の電源プラグが外されていた。 ○当該製品上部の空気取入口から室内側に排ガスの逆流が認められた。 ○当該製品はホコリが付着していたが、排ガス中のCO濃度はJIS基準を満たしていた。 ●当該製品に異常は認められないことから、何らかの原因で排ガスが逆流し、室内のCO濃度が高くなったことから、CO中毒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から18年と推定)
64	A201200979 平成25年2月17日(愛知県) 平成25年3月4日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-E600CP	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は前面が焼損し、操作スイッチ部が焼損していたが、天板、側面及び背面の塗装は残っていた。 ○器具栓に取り付けられている樹脂製の開閉機構は残っており、開閉機構の位置から全ての器具栓が「閉」の位置になっていることが確認できた。 ○当該製品内部に出火の痕跡はなく、ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
65	A201200987 平成25年2月22日(岐阜県) 平成25年3月5日	石油ふろがま	JPK-N3	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故1時間前に電源が切られており、燃焼中ではなかった。</p> <p>○当該製品の右横に置かれていた灯油ポリタンク周辺の焼損が著しく、当該製品は灯油ポリタンク側のバーナー外郭が焼損し、缶体に焼損は認められなかった。</p> <p>○バーナー一部は焼損していたが、電磁ポンプ、送風機、イグナイター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○壁面タイマーボックスから壁コンセントに繋がる電源コードの接続端子に溶融痕が認められたが二次痕であった。</p> <p>●当該製品は電源が切られており、出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から19年と推定)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200476 平成24年9月8日(大分県) 平成24年9月27日	ウォータークーラー (冷温水兼用型)	不明	株式会社東芝(現 東芝ホームアプライ アンス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は食品工場の洗浄室に設置されており、圧縮機下部の腐食が著しく、また底板は全面が腐食していた。 ○当該製品の前面パネルを本体に固定したテープの痕跡が認められた。 ○冷温切替スイッチの端子部は腐食しており、固定端子が破断して溶融痕が認められ、端子の付着物から塩素やカルシウムが検出された。 ○冷温切替スイッチ内部にある可動端子の接点に固着等の異常は認められなかったが、部品の一部が溶融していた。 ●当該製品の底部に腐食がみられ、前面パネルが固定されていなかったことから、上蓋と前パネルとの隙間から製品内部に水が浸入し易い状態であったため、浸入した水により冷温切替スイッチの端子部が腐食して過熱し、冷温切替スイッチ内部で短絡が生じて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「水のかかる場所や湿気の多い場所には据え付けない。」旨、記載されている。 	
2	A201200569 平成24年10月19日(東京都) 平成24年11月2日	電気冷凍庫	MD-850FF	三ツ星貿易株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のオーバーロードリレー並びにPTC接続端子に焼損が認められた。 ○PTC接続端子に溶融が認められた。 ○コンプレッサーの始動リレー取付部は焼損していたが、コンプレッサーに異常は認められなかった。 ○運転用コンデンサーから始動リレーへ接続される2本の配線で、片極は圧着端子が焼損し、もう片極には溶融痕が認められた。 ○当該製品のオーバーロードリレー端子の位置が正規品と位置が異なっていた。 ○当該製品のPTC素子の端子の形状が正規品と異なっていた。 ●当該製品内部のコンプレッサーに取り付けている起動リレーのPTC素子と取付端子の間で、接触不良によりスパークが発生し、発熱発火したものと推定されるが、当該製品の正規品の起動リレーではなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
3	A201200575 平成24年10月21日(東京都) 平成24年11月2日	プラズマテレビ	TH-P55GT5	パナソニック株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、視聴できなくなったため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のプラズマパネル前面枠に溶融が認められた。 ○前面枠溶融部付近のプラズマパネルに貼られていた導電性テープおよび銅箔に異常は認められず、プラズマパネルの電極にも異常は認められなかった。 ○回路基板に焼痕痕はなく、同等品に実装して正常に動作していることを確認した。 ○電源コード等、他の電装部品に異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201200679 平成24年11月20日(埼玉県) 平成24年12月13日	換気扇	VCN-75	タカラスタンダード株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の掃除中にレンジフード部にあるスイッチ奥からオレンジ色の明るい炎のようなものが見えた。</p> <p>○当該製品の樹脂製スイッチボタンの一部が溶融し、通電箇所ではないスイッチ基板端部の一部が焼損していたが、通電箇所である接点部、配線接続部及び内部配線に焼損は認められなかった。</p> <p>○当該製品のスイッチのON-OFFの電気特性に異常は認められず、他の電気部品にも異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、スイッチ部に出火に至る異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (販売期間より17年~22年と推定)
5	A201200703 平成24年12月8日(千葉県) 平成24年12月19日	照明器具	KTG4105AZ(コイズミ照明株式会社ブランド)	株式会社豊田照明(コイズミ照明株式会社ブランド)	(火災) 店舗で当該製品を複数台設置して使用中、当該製品の1台から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は店舗内の広告塔に現地施工により組み込まれたものであった。</p> <p>○当該製品に使用されていたグロースターター内の雑音防止コンデンサーに短絡が認められた。</p> <p>○当該製品の安定器内部の巻線は、焼損していることが認められた。</p> <p>○当該製品の安定器の外郭に変色が認められたが、焼損は認められなかった。</p> <p>○当該製品の安定器に接触していた送り配線のシースに焼損痕が認められた。</p> <p>○同等品を用い、異常試験(グロースターターを短絡)を実施した結果、安定器の表面温度が131℃に達したが、異臭、発煙及び変色は認められなかった。</p> <p>●当該製品の設置・施工時に送り配線が安定器に接触して設置されていたことから、当該製品のグロースターターの故障(雑音防止コンデンサーが短絡)によって安定器の巻線の温度が異常に上昇し、巻線の絶縁劣化が加速してレイヤーショートが発生し、巻線の焼損による熱が安定器に接触していた送り配線のシースに加わったため、焼損に至ったものと推定される。</p> <p>なお、施工説明書には「器具内の送り配線をされる場合は、安定器を内蔵している側のエンドK0(ノックアウト)は使用しないでください。安定器の熱により、電線が過熱し感電、火災の原因となります。」旨、記載されている。</p>	
6	A201200706 平成24年12月13日(茨城県) 平成24年12月20日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	RCG-700	株式会社山善(輸入事業者)	(火災) 玄関のポーチでペットの暖房用に当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源コードは、プラグからベース部分へ向け約1.6mの付近で断線が認められた。</p> <p>○電源コード破断部には溶融痕が認められた。</p> <p>○ベース部分の内部の電源スイッチ及び転倒時OFFスイッチは、いずれも配線部分は残っており出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○焼損しているヒーター部分(特に背面)には、ヒーター制御のダイオード、安全装置のサーモスタット、温度ヒューズが組み込まれているが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源プラグは残っており、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○過去に、電源コードの一部を犬に噛まれ、ビニールテープを巻いて補修し、以後そのまま使用していた。</p> <p>●当該製品の電源コードに犬が噛み一部断線したが、テープを巻いて補修されていた事から、補修が不適切であったため、当該部分から短絡スパークし、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の取扱説明書には、「分解・修理・改造をしない。火災・感電の原因になります。修理は、お買い上げの販売店にご相談下さい。」との警告が表記されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201200759 平成24年11月13日(福岡県) 平成25年1月7日	圧力鍋	H-5113	パール金属株式会社(輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で調理中、おもりが飛び、当該製品がこんろから滑り落ち、蒸気が足にかかり、火傷を負った。	○使用者は事故当時圧力調整おもりが飛んだことは覚えているが、詳細な状況はよく覚えていないとのことだった。 ○当該製品を調査した時点では、製品内部が洗われており、圧力調整装置内部に詰まりはなく、ふたや鍋の爪に変形等の異常は認められなかった。 ○再現試験を実施したが、正常に使用でき、異常は認められなかった。 ●事故当時の使用状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常がみられないことから、製品に起因しない事故であると推定される。 なお、当該製品はSG基準に適合している。	
8	A201200813 平成25年1月9日(東京都) 平成25年1月23日	布団乾燥機	FD-F06A4	松下エコシステムズ株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、コンセントと当該製品の電源プラグの接続部から発煙する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品の電源プラグが半分焼損し、片側栓刃が外れていた。 ○外れた栓刃のコード芯線は、栓刃とのカシメ根元部で全断線し、断線部には溶融痕が認められた。 ○芯線のカシメ状態に異常は認められなかった。 ○本体の電気部品や内部配線に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグ内のコード芯線カシメ部に異常は認められないことから、電源コードに過度な外力が加わったことにより、コード芯線が断線・スパークし出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201200814 平成25年1月12日(長崎県) 平成25年1月23日	除湿機	F-YHB100	松下エコシステムズ株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体出口部の電源コードプロテクターの根元付近が焼損し、大きく曲がった状態であった。 ○電源コードプロテクターの焼損部では、電源コードが半断線しており、溶融痕が認められ、周辺には繊維状のものが付着していた。 ○当該製品の横に洗濯物が置かれていた。 ●当該製品の電源コードのプロテクター部が過度に曲がった状態で使用されていたことから電源コードが損傷し、スパークが生じて出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コード・電源プラグを傷つけたり、無理に曲げたり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。	
10	A201200880 平成25年1月24日(神奈川県) 平成25年2月7日	換気扇	FY-08PTU7D	松下エコシステムズ株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、プレーカーが作動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は直径100mmダクト用の換気扇で、浴室天井に取り付けられていた。 ○当該製品は屋内配線を接続している速結端子部分が焼損し、屋内配線には溶融痕が認められた。 ○浴室天井裏の排気ダクトは直径150mmと大きく、当該製品に適合するダクトではなく、天井には大きな下穴があけられていた。 ●当該製品をサイズが適合しないダクトに取り付けたため、浴室内の湿気が内部に浸入し、屋内配線接続部でトラッキングが発生し出火に至ったものと推定される。	・使用期間:6年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A201200971 平成25年1月15日(大阪府) 平成25年3月1日	電気ストーブ(セラミックヒーター)	OSH-220DG	株式会社オーム電機(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用して就寝中、目を覚ましたところ、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	<p>○当該製品内部のヒーターの共通端子のファストン端子部が溶融し、リード線が溶融、断線していた。</p> <p>○断線部周辺のリード線被覆部には、製造時には無い巻きつけられた状態のテープ状の異物が付着していた。</p> <p>○その他の箇所に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、ヒーターの共通端子へ接続されるリード線部を再接続する修理が行われたため、使用に伴い異常発熱して、周囲の樹脂が発火して出火に至ったものと推定される。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201100957 平成24年1月28日(福岡県) 平成24年2月9日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、当該製品の電源スイッチはOFFの状態であった。 ○当該製品の内部に出火の痕跡は認められず、制御基板にも発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:6年
2	A201200041 平成23年12月24日(東京都) 平成24年4月13日	靴(バスケットボール用)	(重傷1名) 当該製品を履いてバスケットボールをしていたところ、膝に重傷を負った。	○使用者は、当該製品を履いた試合においてジャンプシュートをし、着地した際に右膝の前十字靭帯を断裂した。 ○使用者は、バスケットボールの競技者であり、当該製品は使用感が強く、中敷は著しく損傷していた。 ○当該製品は、左右ともに中底及び外底に割れが生じていた。 ○右足の外底の割れの位置は、幅方向では靴の中央付近、前後方向では足の指の屈曲位置であった。 ○外底には、剥がれや異常な摩耗は認められず、素材の劣化もなかった。 ○右足の外底の割れが、いつから生じていたかは特定できなかった。 ○事故同等品を用いて繰り返し屈曲試験を行った結果、5万回で外底に僅かな亀裂が生じたが、試験終了(20万回)まで亀裂の成長は認められなかった。 ○当該製品と事故同等品を履いた複数の被験者に着地動作をしてもらい、そのときの膝関節角度及び膝関節モーメントを測定した結果、当該製品と事故同等品に差は認められなかった。 ●事故発生時の当該製品の状態が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を履いたときの着地動作時の膝関節角度や膝関節モーメントに異常が認められず、当該製品の外底に割れ以外の異常が認められないことから、着地した際の負荷によって受傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201200072 平成24年4月18日(岩手県) 平成24年4月25日	電気冷凍庫	(火災) 店舗で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、内部のコントロールパネル配線接続部が焼損していた。 ○コントロールパネル配線接続部上部に取り付けられていた水避けカバーが外されていた。 ○当該製品の内部配線は、当該事業者ではない修理業者により修理が行われていた。 ○当該製品は、店舗の廊下で、洗濯機の横に設置されていた。 ●当該製品の内部配線を修理した際、内部のコントロールパネル配線接続部上部に取り付けられていた水避けカバーが外されたため、コントロールパネル取付部の隙間から内部に浸入した水分が、コントロールパネル配線接続部に付着してトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと推定される。	
4	A201200080 平成24年4月11日(青森県) 平成24年4月26日	除雪機(歩行型)	(重傷1名) 当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手を負傷した。	○使用者は、エンジンを切り、雪かき棒で排雪口の雪を落としていたが、取り切れない雪を取り除くため排雪口に右手を差し込んだ。 ○エンジンを最高回転にしてから除雪クラッチレバーを「切」にした場合のプロワ停止時間は約4秒であった。 ○機能性及び走行性に異常は認められなかった。 ●当該製品は、エンジンが切られていたことからプロワは停止していたものの、使用者が右手を排雪口に入れて雪を取り除こうとしてプロワに接触、手袋等が引っ掛かり、手を引き抜く際にプロワに回転力が加わって事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品本体には、「排雪口には絶対手をいれないこと!!」旨、記載されている。	
5	A201200138 平成24年5月2日(愛媛県) 平成24年5月17日	換気扇	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○屋内用(居間、トイレ、洗面所)の当該製品が、一般住宅の軒天井の外側に設置されており、また、当該製品は、工事説明書で指示されているダクト接続は行われていなかった。 ○当該製品は、電源接続端子部の焼損が著しく、電源電線接続部が焼失していた。 ○電源接続端子に接続されていた電源電線の先端部に溶融痕が認められた。 ○モーター内部は焼損しておらず、異常は認められなかった。 ●当該製品を用途外の軒天井にダクト接続を行わずに設置したため、外気の吸引により天井裏で生じた結露水が、電源電線を伝って電源接続端子内部に浸入してトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと推定される。 なお、工事説明書には、「居間用・トイレ用・洗面所用」、「天井に取り付ける際には、ダクト工事をする」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201200196 平成23年12月17日(大分県) 平成24年6月11日	オガ炭	(CO中毒、軽症2名) 当該製品を七輪と火鉢に入れて 屋内で使用、一酸化炭素中毒 で2名が軽症を負った。	○使用者は、オガ炭を約5時間、室内で燃焼させていた。 ○オガ炭を燃焼中、使用者は十分な換気を行っていなかった。 ●閉め切った室内でオガ炭を燃焼させた場合、比較的高濃度の一酸化炭素を発生するため、室内で使用する際には十分な換気を行う等の注意が必要であるが、使用者は長時間の使用にもかかわらず十分な換気を行わなかったため、一酸化炭素中毒となったものと推定される。 なお、当該オガ炭には注意書が同封されており、冒頭に大文字で「換気をしてください」、次に「室内で使用する場合は1時間に2～3回ほど換気をして下さい」と明記されている。	
7	A201200242 平成24年3月30日(神奈川県) 平成24年7月2日	洗濯用粉末洗剤	(重傷1名) 当該製品で洗濯した衣類に着替 えたところ、全身の皮膚に湿疹を 発症した。	○当該製品は、廃棄されていたために確認できなかった。 ○使用者が事故時に着用していた衣類は、廃棄されており確認できなかった。 ○医療機関でのパッチテストは実施されていなかった。 ○当該製品に含有されている化学成分に、法令等で規定されている有害物質や禁止物質は認められなかった。 ●当該製品や事故状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、有害物質等の使用が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201200282 平成24年7月14日(福岡県) 平成24年7月17日	水槽用サーモスタ ト付ヒーター	(火災) 学校で当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品のヒーター部分が通電された状態で水槽の外に置かれており、作動していた漏電ブレーカーを事故直前に復旧されていた。 ○当該製品の本体外側は焼損していたが、内部基板の部品の欠落は無く、異常は認められなかった。 ●当該製品のヒーター部分が水槽の外に出された状態で通電されたため、ヒーター一部に接触していた可燃物が溶解し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び当該製品に貼付の注意ラベルには、「空気中では通電しないでください。」「空焚き状態にならないように注意して下さい」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201200283 平成24年6月26日(神奈川県) 平成24年7月19日	脚立(三脚)(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品に乗って剪定作業中、転落し、負傷した。	<p>○当該製品は、踏みざんの両端を固定する2本の前支柱と、昇降面を支える1本の後支柱から構成され、後支柱の長さを調整することで、昇降面の角度が変わる製品である。</p> <p>○当該製品は、使用者宅の庭で使用されており、昇降面は、適正角度(水平面から約75度)よりも浅い角度(約67度)であった。</p> <p>○当該製品は土面に接地されており、昇降面に向かって左方向に若干の上り傾斜があった。</p> <p>○使用者は、下から4段目の踏みざんに左足を、5段目の踏みざんに右足を乗せて、直径55mmの枝を左手でもちながら、右手でのこぎりを使用していた。</p> <p>○当該製品は、使用者が枝を切り終わった時に、昇降面に対して右方向に転倒した。</p> <p>○当該製品の後支柱は、高さ調整用の穴で破断していた。</p> <p>○破断した後支柱の断面形状、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の破断部には変形が認められ、昇降面側に対して右側が伸び、左側が縮んでいた。</p> <p>○同等品を用いた再現実験を行った結果、倒れかかった当該製品の後支柱に横方向から重量物を当てると、当該製品と同じ位置で後支柱が破断した。</p> <p>●当該製品の後支柱の形状や硬度に異常は認められず、後支柱の破断部に横方向からの力が加わった痕跡が認められたことから、使用者が当該製品の設置角度を適正よりも浅い角度で使用していたために、バランスが崩れ、転倒する際に身体が製品に接触して後支柱の側面方向に力が加わり、脚の折損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品の取扱説明書には、「前支柱と後支柱の使用角度を約75度にししないと安定が確保されず転倒や転落の恐れがある」旨、記載されている。</p>	
10	A201200316 平成24年7月15日(山形県) 平成24年7月27日	電気こんろ	(火災) 当該製品で鍋に入れた天ぷら油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生した。	<p>○当該製品で鍋に油を入れて冷凍食品を調理後、その場を離れていたところ、鍋の油から出火していた。</p> <p>○当該製品は、鍋を置いていた部分のトッププレートが黒く変色していたのみで、内部からの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○各種イミュニティ試験を実施したが、電磁波等による誤作動は生じなかった。</p> <p>●事故当時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に誤作動が生じなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A201200317 平成24年7月17日(鹿児島県) 平成24年7月30日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体左側寄りの樹脂製前面グリルとプロペラファンが焼失していたが、内部の電装室及び電気系統部品等から出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターリード線に溶融痕が認められたが、リード線の絶縁被覆は焼失せずに炭化した状態で残っており、二次痕であると推定された。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から5~6年と推定)
12	A201200379 平成24年7月27日(福岡県) 平成24年8月24日	歩行補助車	(重傷1名) 使用者が当該製品の上に置いていた荷物を降ろそうとした際、当該製品が動き、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品のバッグの上に置いたリュックを降ろそうとしたとき、バランスを崩し転倒した。 ○当該製品の本体フレームやハンドル等に変形等の異常は認められず、バッグも外れやすい状態ではなかった。 ○当該製品の安定性や走行耐久性に異常は認められず、ブレーキも正常に作動した。 ●使用者が当該製品のバックの上に置いていたリュックを降ろす際にバランスを崩し転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A201200382 平成24年8月11日(広島県) 平成24年8月27日	消毒ケース	(火災) 当該製品を電子レンジに入れて消毒していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を自宅でも使用、病院でも数回使用していたが、問題はなかった。 ○使用者は事故当時、当該製品に水を入れたか否か覚えていなかった。 ○電子レンジのタイマーのつまみは、当該製品の扉を開けて消火を行った際に停止し、停止した位置は、残り12分の位置であった。 ○水なし加熱試験の再現実験で同様の事象が再現した。 ○水を入れても加熱時間が長くなると、樹脂の溶融が認められた。 ●当該製品に水を入れずに長時間加熱したことにより、耐熱ガラス製ほ乳瓶が過熱され高温になって当該製品を含む樹脂製品を溶融し発火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本体が溶けたり、変形したり、発火の恐れがありますので、水の量が少なかったり、空だきでの使用は絶対しないでください、また、過度の加熱はおやめください。」旨、記載されている。	A201200410(電子レンジ)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201200383 平成24年8月14日(千葉県) 平成24年8月27日	携帯型音楽プレーヤー	(火災) 当該製品を他社製の製品に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体は、外側は著しく焼損しているが、裏面は樹脂が残っていた。 ○内部のリチウムイオンバッテリーパックは焼損していたが、膨らみは認められなかった。また、バッテリーの膨張による外郭の変形も認められなかった。 ○当該製品内部をX線観察したが、焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
15	A201200388 平成24年8月19日(福井県) 平成24年8月29日	温水洗浄便座	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は便座部の焼損が著しかったが、回収された便座ヒーター線に溶解痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品の便座ヒーター線を意図的にスパークさせた再現実験を行った結果、同等品本体は出火に至らなかった。 ○他の電気部品や配線に溶解痕及び基板の焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○便器内に、焼損した新聞紙、折り込み広告及びマッチ棒等の可燃物が残っていた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
16	A201200398 平成24年7月31日(佐賀県) 平成24年8月31日	ライター(使い切り型)	(重傷1名) ポケットからたばこ当該製品を取り出そうとしたところ、当該製品が点火し、負傷した。	○使用者は、たばこを取り出した後、胸ポケットに入れた当該製品をシャツの上から押し上げるように取り出そうとした際、当該製品が点火した。 ○当該製品はヤスリ式であるが、ヤスリの回転やレバー動作に異常は認められなかった。 ○一般的なシャツの右胸ポケットに当該製品を入れて再現実験を試みたが点火しなかった。 ●当該製品の各部に異常は認められず点火操作にも問題がなかったことから、使用者が当該製品をポケットから取り出そうとした際、何らかの要因により点火し、衣服に着火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201200401 平成24年8月11日(兵庫県) 平成24年9月3日	暖房便座	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、臀部に火傷を負った。	<p>○当該製品は、約15年間特別養護老人ホームの共用トイレで使用されていた。</p> <p>○温度調節つまみが「高」の設定であった。</p> <p>○当該製品の便座の温度は最高で約58℃に達していた</p> <p>○便座本体及び便座底板に亀裂が発生し、電源コードプロテクター周辺の便座の溶着部が剥がれていた。</p> <p>○サーミスターリード線、ヒーター線が引っ張られ、サーミスターが便座本体から外れていた。</p> <p>○サーミスターリード線を正規の位置に戻すと、便座温度が41℃になり正常な温度であった。</p> <p>○便座の材質はABS樹脂であり、付着物はpH10程度の強いアルカリ反応を示した。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体の電源コードプロテクター周辺の溶着部が剥がれた状態で使用されていたため、電源コードに外力が加わった際、コードプロテクター部が外れて内部配線が引っ張られたことによりサーミスターが固定部から外れ、ヒーターの温度制御が不能となって便座の温度が高くなり、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
18	A201200404 平成24年8月22日(富山県) 平成24年9月3日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の室外機用ファンモーターの排気側ダクト口に鳥の巣とみられる枯れ草が蓄積して塞がれた状態になっていた。</p> <p>○室外機用ファンモーターのコイル巻き線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○室外機用ファンモーター以外の電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、約38年前に製造された製品で数年間使用されていなかった。</p> <p>●当該製品の室外機用ファンモーターの排気ダクト口が、鳥の巣とみられる枯れ草で塞がれていたことから、室外機用ファンモーターへの過負荷や排熱不良によって、モーターのコイル巻き線部が温度上昇したため、コイル巻き線の絶縁が劣化して、層間短絡が生じ、スパークするなどして、周囲の電線被覆等の可燃物を焼損して出火したものと推定される。</p>	・使用期間：不明 (製造時期から38年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201200410 平成24年8月11日(広島県) 平成24年9月6日	電子レンジ	(火災) 当該製品にほ乳瓶等の入った消毒ケースを入れて使用中、消毒ケース等を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、庫内に入っていた樹脂製の消毒ケース等(ケースにはほ乳瓶等が入っていた)が溶融・焼損しており、当該製品の庫内が汚損していた。</p> <p>○当該製品のタイマーのつまみは、当該製品の扉を開けて消火を行った際に停止し、停止した位置は、残り12分の位置であった。</p> <p>○当該製品に出火の痕跡は認められず、事故後も正常に作動し、異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、事故時、当該製品に水を入れたか否か覚えていなかった。</p> <p>○消毒ケースには、水を50ml入れて5分間加熱する旨記載されている。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、消毒ケースに水を入れずに長時間加熱したことにより、消毒ケース等が溶融・焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p>	A201200382(消毒ケース)と同一事故
20	A201200412 平成24年7月20日(富山県) 平成24年9月6日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は、事故当時運転されていなかった。</p> <p>○当該製品付近に設置された他の製品の内部から出火した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品の回収された電気部品からは、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は事故当時運転されておらず、事故現場に設置された他の製品が出火元とみられることから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	・使用期間:約16年
21	A201200422 平成24年9月3日(東京都) 平成24年9月11日	ベビーカー	(重傷1名) 当該製品に子供を乗せて走行中、当該製品の前輪が排水路の溝にはまり、転倒、母親が負傷した。	<p>○使用者が、当該製品に子どもを乗せて、鋼材を格子状に組んだ排水溝の溝蓋を横切ったところ、溝蓋の格子の隙間に当該製品の前輪がはまり、使用者が当該製品に覆い被さるよう前方に転倒した。</p> <p>○当該製品には、車体のゆがみ、傾き、車輪の片減りは認められず、走行中のふらつき等の異常も認められなかった。</p> <p>○当該製品の車輪の幅は17mmであった。</p> <p>○当該製品の車輪がはまり込んだ格子の隙間は、幅28mm、長さ90mmであった。</p> <p>●当該製品の車輪の幅が溝蓋の格子の隙間より細かったために、車輪が格子の隙間にはまり込んでしまい、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201200426 平成24年9月3日(福島県) 平成24年9月12日	電気給湯機	(火災) 異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品を構成するヒートポンプユニット及び貯湯タンクユニットの外装パネル等は焼損しているものの、共に内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチ、電源線等の電装部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
23	A201200437 平成24年8月28日(徳島県) 平成24年9月13日	携帯電話機(タブレット型)	(火災) 自動車を全焼する火災が発生し、車内に当該製品があった。	○当該製品は、全体的に焼損していた。 ○バッテリー、制御基板は焼損し、黒化していたが、原形を保持しており、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
24	A201200438 平成24年8月18日(福岡県) 平成24年9月14日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品に接続されていた電気製品は全てOFF状態であった。 ○当該製品のコード部に熔融痕が認められたが、コードの中間であり、束ねられたり、重量物の下敷きとなった痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況及び周辺状況が不明であることから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に異常は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
25	A201200447 平成23年12月12日(東京都) 平成24年9月18日	エアゾール缶(忌避剤)	(重症1名) 当該製品を使用したところ、咳がとまらず、病院で重症と診断された。	○当該製品は廃棄されており、調査できなかった。 ○使用者は、約10日間当該製品を毎日少量ずつ屋根裏に噴霧し、ほぼ使い切った10日目頃から咳が止まらなくなって入院した。 ○使用后、室内には当該製品の成分であるハッカ油の臭いが残っていた。 ○使用者は肺炎であると診断された。 ○使用者の事故以前の健康状態や、肺炎の詳細な症状については特定できなかった。 ○当該製品の使用成分は、ハッカ油、イソプロピルアルコールであり、これらの成分と肺炎の因果関係を示す文献等は認められなかった。 ●当該製品の使用状況や使用者の健康状態の詳細が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に使用されているハッカ油と肺炎の関連性を示す根拠がないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201200452 平成24年9月2日(沖縄県) 平成24年9月20日	電気こんろ	(火災) 家人が外出中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○火災現場の状況からラジエントヒーターにかけられていた天ぶら鍋内の油が燃え上がり、こんろ下部、床へ延焼したものと推定された。</p> <p>○使用者は長時間不在であった。</p> <p>○当該製品内部から出火した痕跡はみられず、スイッチ操作に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のノイズ試験で異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品のラジエントヒーターのスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、製品内部に出火の痕跡はみられず、ノイズ等による誤作動の可能性も認められないことから、製品に起因しない事故と判断される。</p>	
27	A201200456 平成24年9月8日(滋賀県) 平成24年9月20日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者はトッププレートにひび割れが生じたことに気付いたが、修理せずに約7年間そのまま使用していた。</p> <p>○当該製品のトッププレートは全面にわたり大きなひび割れが生じており、破面観察の結果、フェザーマーク及び3か所にドエルマーク(割れが一旦止まった形跡)が認められた。</p> <p>○トッププレートのひび割れ部の裏側に煮汁や油等の食品と見られる異物が垂れ下がっていた。</p> <p>○当該製品は最下段に位置する基板のリレー付近の焼損が最も著しく、その付近に熔融固着していた樹脂表面から食品と見られる成分が検出された。</p> <p>○同等品を使用してトッププレートのひび割れに当たる位置から水を滴下したところ、最下段の基板のリレー付近に浸入することが確認された。</p> <p>●当該製品のトッププレートがひび割れたまま長期間にわたり使用を続けたことからひび割れが広がり、そこから徐々に食品等が垂れこんで最下段の基板のリレー周辺まで流れ込み、トラッキング現象が生じて発火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「トッププレートにひびが入ったり割れたりした場合、専用回路のブレーカーを切り、すぐに修理を依頼する」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201200459 平成24年9月10日(岡山県) 平成24年9月21日	照明器具	(火災) 当該製品を点灯中、当該製品付近から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、40W形蛍光ランプ用の安定器の巻線が過熱し、周囲の絶縁物が焼損していた。</p> <p>○安定器の巻線は、一次巻線及び二次巻線とも断線はしていなかったが、二次巻線はレイヤショートしていた。</p> <p>○40W形蛍光ランプは、寿命末期の状態であった。</p> <p>○使用者は、事故以前から当該製品の40W形蛍光ランプが点灯しなくなっていたにもかかわらず、30W形蛍光ランプは点灯していたため、ランプを交換せずにそのまま使用していた。</p> <p>●当該製品の40W形蛍光ランプが寿命末期の状態にもかかわらず、使用者が当該製品の使用を継続したことにより、40W形蛍光ランプに、点灯始動サイクルに伴う通電が繰り返されたため、40W形蛍光ランプ用安定器の巻線に過電流が流れて、レイヤショートが生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ランプの端部が黒ずんだとき、点滅を繰り返すとき、明るさが低下したときはランプを交換する」旨、記載されている。</p>	
29	A201200472 平成24年9月18日(神奈川県) 平成24年9月27日	空気清浄機	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○当該製品は内部基板のコネクター一部が数か所焼損していたが、コネクター一部から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○電解コンデンサーの1つが破裂しており、外装フィルムの一部に焼損が認められたが、内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は破裂した電解コンデンサーを取り替えると正常に作動した。</p> <p>●当該製品の部品等から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
30	A201200483 平成24年9月14日(長崎県) 平成24年9月28日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品に乗車していた使用者(90歳代)が、当該製品とともに堤防下の海で発見され、死亡が確認された。	<p>○当該製品には、事故時転落後の海水浸漬による故障や腐食が認められたが、走行に支障があるような破損等は認められなかった。</p> <p>○停車時やアクセルを戻した際に制動する電磁ブレーキに異常は認められず、手動ブレーキの制動力にも異常は認められなかった。</p> <p>○制御装置に故障が生じた場合の故障履歴は、転落後海水に浸漬したことによるとみられる「アクセル電圧異常」の1件のみであり、他に故障履歴はなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201200486 平成24年9月19日(大阪府) 平成24年10月1日	電気洗濯機	(火災) 屋外に設置していた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは屋外コンセントに接続されていたが、事故時を含め約3か月間、使用されていなかった。 ○当該製品は焼損が著しかったが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:約7年
32	A201200490 平成24年9月19日(東京都) 平成24年10月2日	空気清浄機	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上面及び前面の焼損が著しかった。 ○当該製品の操作基板は、上部にあったため全体的に焼損していたが、実装部品にショート等の痕跡はなく、配線被覆は焼損しているものの配線自体に断線、接触痕等は認められなかった。 ○電源基板の電装部は、一部に焦げが認められるものの焼損はなく、実装部品にも異常は認められなかった。また、基板上のヒューズも溶断していなかった。 ○その他の配線部分は、被覆が焼損しているものの、断線、ショート等の痕跡は認められなかった。 ○マイナスイオンを発生させる高圧電源部及び放電電極には焼損は認められず、送風用モーター、電源コード、電源プラグにも異常は認められなかった。 ●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
33	A201200494 平成24年7月13日(千葉県) 平成24年10月3日	充電器(ラジオコントロール玩具用)	(火災) 当該製品に充電池を接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体は焼損しておらず、内部部品にも異常は認められなかった。 ○当該製品のコードの絶縁被覆の一部は焼損していたが、芯線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製のニッケル水素充電池に出火の痕跡は認められず、電圧も正常であった。 ○使用者の自作で充電池に取り付けたコードは、焼損が著しく、芯線の一部が未回収のため確認できなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201200500 平成24年7月27日(石川県) 平成24年10月9日	温水洗浄便座	(重傷1名) 当該製品に着座していたところ、 臀部に火傷を負った。	<p>○当該製品のヒーターに、貼りむら、断線などの異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の便座温度設定を「高」として、便座表面温度を連続測定したところ、異常な温度上昇は認められなかった。</p> <p>○当該製品に便座温度の異常上昇のエラー履歴はなかった。</p> <p>●詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の便座表面温度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品の便座ふた裏及び取扱説明書には、「長時間使用する時は、便座温度を「切」にする。お年寄りなどが使用されるときは、周りの方が便座温度を「切」にする。」旨、記載されている。</p>	
35	A201200506 平成24年9月23日(栃木県) 平成24年10月11日	靴	(重傷1名) 雨天時に当該製品を履いて駅のホームを歩行中、濡れた床面で滑って転倒し、負傷した。	<p>○当該製品左足のアッパー部の左足つま先に傷が認められたが、それ以外は、靴底を含めて破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の外底には表面にざらつきのある合成ゴムが使用されており、かかと部分には硬質ポリウレタンが使用されていた。</p> <p>○耐滑性の試験を実施した結果、当該製品の摩擦係数は0.35であり、他社類似製品と比べて滑りやすい傾向は認められなかった。</p> <p>○使用者は、雨で濡れたコンクリート製の床面で、体の向きを変えた際に滑った。</p> <p>○事故発生時、使用者は荷物と傘で両手が塞がった状態であった。</p> <p>●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないことから、雨で濡れた床面で、使用者が体の向きを変えた際にバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
36	A201200514 平成24年10月3日(東京都) 平成24年10月15日	ウォーターサーバー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○電源コードの絶縁被覆表面の一部が焼損しているのみで、コード内部に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品本体には、損傷・異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201200515 平成24年9月29日(北海道) 平成24年10月15日	温水洗浄便座	(火災) 異臭に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品の便座の裏板は中央部で著しく焼損して、穴が開いていた。</p> <p>○便座後部中央の内周側のヒーター線が断線し、先端部が先細りしていたが、ヒーター線の断線部と便座裏板の穴開き位置は一致していなかった。</p> <p>○同等品の便座後部中央の表面に着火する実験を行った結果、当該製品と焼損状態が異なった。</p> <p>○同等品の便座後部中央のノズル先端部に着火する実験を行った結果、当該製品と酷似した焼損状態を再現することができた。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
38	A201200518 平成24年10月8日(福岡県) 平成24年10月16日	テーブルタップ	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のコード部の途中からタップ部にかけて、高く積み上げられた雑誌等の下敷きになっていた。</p> <p>○コード部の中間で両極が一部断線し、素線の一部が異極間で短絡し、当該箇所にも溶融痕が認められた。</p> <p>○コードの断線部付近にキックが認められた。</p> <p>●当該製品のコード部が大量の雑誌等で圧迫されていたため、被覆が損傷して短絡が生じて出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「コードを家具に挟んだり、敷物の下にして使用しないでください。断線や発熱による火災の原因になります。」旨、記載されている。</p>	
39	A201200524 平成24年9月23日(新潟県) 平成24年10月18日	エアゾール缶(殺虫剤)	(火災) 床下に当該製品を噴射したところ、周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の外観に、破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、床下にハロゲン投光器を持ちこみ、換気しないまま当該製品を使用していた。</p> <p>○投光器のスイッチを入れた際に出た火花が、当該製品の可燃性ガスに引火し、床下及び壁の一部を焦がした。</p> <p>○製品から噴射された可燃性ガスが1立方メートルあたりの爆発下限界に達するまでの時間は51秒であり、業界で定める自主基準(20秒以上)を満たしていた。</p> <p>●使用者が換気しないまま当該製品を床下で使用したために、充満した可燃性ガスが投光器の火花に引火して事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体表示には、「必ず換気する」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201200526 平成24年10月11日(秋田県) 平成24年10月19日	脚立(はしご兼用) (アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を脚立状態で使用中、 降りる際に転倒し、負傷した。	<p>○当該製品は、支柱の1本が、端具上部の補強金具と支柱の接合部で、通常の使用状態で加わる力の方向とは逆方向の内側に変形していた。</p> <p>○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の強度等に異常は認められないことから、使用者が当該製品から降りる際、バランスを崩し、横方向に転倒した当該製品の上に落下して事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「支柱から、身体を乗り出さない」旨、記載されている。</p> <p>また、当該製品は、JIS基準やSG基準の強度及び安定性を満たしていた。</p>	
41	A201200530 平成24年10月9日(千葉県) 平成24年10月19日	エアコン(室外機)	(火災、軽傷6名) 建物を全焼する火災が発生し、6 名が負傷した。	<p>○事故時、当該製品は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、樹脂部はほぼ焼失し、熱交換器のフィンはほとんど溶融、焼失していた。</p> <p>○プリント基板、端子台からプリント基板へ接続している配線に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○加湿ユニットのモーター及びヒーターに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、電装品や機械室よりも熱交換器の焼損が著しく、また事故時は使用されていないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	・使用期間:1年10 か月
42	A201200532 平成24年10月11日(東京都) 平成24年10月19日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負 傷した。	<p>○当該製品は、昇降面側左支柱が、端具上部の補強金具と支柱の接合部で、通常の使用状態で加わる力の方向とは逆方向の内側に折れ曲がり、右支柱も内側に変形していた。</p> <p>○支柱の寸法・肉厚及び硬さに異常は認められなかった。</p> <p>○事故当時、使用者は当該製品を柔らかい土の上に設置して剪定作業を行っていた。</p> <p>●当該製品の強度等に問題は認められないことから、使用者が柔らかい土の上に踏み台を設置して剪定作業をしていた際、バランスを崩し、横方向に転倒した当該製品の上に落下して事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「安定しない場所には設置しない」旨、記載されている。</p> <p>また、当該製品は、SG基準の強度及び安定性を満たしていた。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A201200543 平成24年10月15日(埼玉県) 平成24年10月25日	シュレッダー	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○当該製品に溶融や焼損は認められなかったが、樹脂製の外郭の下部及び側部の一部に割れが認められた。</p> <p>○裁断刃に挟まっていた紙片に焦げが認められた。また、本体内部に紙粉が付着していた。</p> <p>○本体内部の基板、スイッチ、モーター、コード等の電気部品に出火の痕跡は認められず、作動状態も正常であった。</p> <p>○事故当時、スプレー缶は使用していなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を使用中に偶発的に製品内部の紙粉が作動時に発生した火花で着火し、火災が発生したものと推定される。</p>	
44	A201200551 平成24年5月27日(神奈川県) 平成24年10月26日	歩行補助車	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、自動車に乗ろうとしたところ、当該製品とともに転倒し、負傷した。	<p>○使用者は、当該製品で約100m移動したあと、立ち止まり、移動を再開しようとしたところ転倒した。</p> <p>○転倒場所は、屋内のコンクリート地に塗装を施した床面で、凹凸などはなく、濡れた箇所などはなかった。</p> <p>○転倒時の詳細な状況は確認出来なかった。</p> <p>○事故後、当該製品は使用されていないが、約4か月が経過した時点で、使用者の家族が確認したところ、車輪の回転をロックするためのアームの先端が、車輪側の受け部に接触する状態になっていた。</p> <p>○アームの先端と受け部がいつから接触するようになっていたかは不明であり、詳細な接触状況は、販売店でアームが調整されたため、確認できなかった。</p> <p>○当該製品の外観に変形等の異常は認められなかった。</p> <p>○アームを動かしているワイヤーに緩みが生じて先端が受け部に接触した可能性を検証するために、アームを連続10,950回繰り返し動作させたところ、ワイヤーに緩みが生じることはなく、アームの先端が車輪受け部に接触することもなかった。</p> <p>○SG基準に準拠した方法で、安定性試験を実施した結果、当該製品が転倒することはなく、安定性に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の車輪のロック機構や車体の安定性に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品はSGマークを取得している。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A201200553 平成24年10月16日(埼玉県) 平成24年10月26日	接着剤	(死亡1名) 当該製品を使用して作業中、気分が悪くなり、病院に搬送後、死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の詳細な使用状況は確認できなかった。 ○使用者の死因は、脳内出血である。 ○使用者の事故以前の健康状態は、確認できなかった。 ○当該製品はポリウレタン系樹脂系接着剤であり、内容成分には法令の規制を受けるものはなかった。 ○当該製品に含まれている4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネートは、過剰吸入するとアレルギーや喘息を起こすおそれがあることが確認されている。 ●当該製品の使用状況や使用者の健康状態に関する情報が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の成分に問題は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
46	A201200556 平成24年10月9日(愛知県) 平成24年10月29日	ルーター(パソコン 周辺機器)	(火災) 当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はLANポートとコンセントが設けられている廊下物置の上段に設置されていた。 ○当該製品は本体上部が焼損し、外郭樹脂と基板が焼損していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品と一緒に置かれていたトイレトペーパー等は焼け残っていた。 ○物置の隣室は焼損が著しく、物置上部と隣室の壁面は焼け落ち、穴が開いていた。 ●当該製品は上部が焼損していたが、製品内部の基板等から出火した痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A201200557 平成24年10月19日(鹿児島県) 平成24年10月29日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は店舗内に設置されており、使用者は定期的にはエアコン洗浄スプレーを用いて清掃を行っていた。</p> <p>○当該製品のファンモーターのコネクター接続部の1～3番ピンは焼失し、ピンが接続されていたモーター内部の基板の一部が焼損していた。</p> <p>○同店舗内の同等品(5台)を調べた結果、ファンモーターのコネクター部が腐食するなどの異常が認められ、ファンモーター周辺からエアコン洗浄液の成分が検出された。</p> <p>●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が浸入したため、コネクター間でトラッキング現象が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「エアコンの内部洗浄は専門知識が必要です。お客様自身で実施したり、誤った洗浄剤・洗浄方法で行うと、水漏れや故障等の原因になります。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から5年と推定)
48	A201200559 平成24年10月20日(福岡県) 平成24年10月29日	電気冷凍庫	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は中古品であり、製造時と異なる電源コードに交換されていた。</p> <p>○当該製品は店舗で使用されており、荷物の出し入れに伴い、電源コードが踏みつけられていた。</p> <p>○電源プラグ付近の電源コードが断線しており、当該断線部で短絡し、熔融痕が認められた。</p> <p>○当該製品内部に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の過去の修理履歴が不明であるため、電源コードを交換した時期などの特定に至らなかったが、交換された当該製品の電源コードが踏まれるなどして、電源プラグ付近の電源コードに過大な力が繰り返し加わったため断線し、短絡した時の火花が近接した荷物に引火したものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A201200565 平成24年10月23日(兵庫県) 平成24年10月31日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	<p>○事故当時遮断機は下りており、当該製品は停止していたが、列車通過中使用者が当該製品上で前のめりになるようにして遮断棒を折って踏切内に進入した。</p> <p>○本体内部のバッテリー、コントローラー基板(制御基板)、コントローラー接続部の配線接続に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の操作入力部を正常品に接続したところ、制御及びモーター動作ともに異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品コントローラー基板の走行履歴等を記録するメモリーを正常品コントローラー基板に装着したところ、事故発生11分前までの履歴が確認できたが異常停止や誤動作の記録は無かった(事故発生時の記録は事故により記録できていない。)</p> <p>○当該製品のモーターを正常品に接続し動作させたところモーターは正常に前進、後進回転し異常は認められなかった。</p> <p>●事故時の詳細な運転操作状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品には起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、同型品によればノイズ誤動作に関する各種試験を満足することが確認されている。</p>	
50	A201200573 平成24年10月23日(東京都) 平成24年11月2日	除湿機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源プラグ持ち手部分が焼損し、直径7mmの焼損痕を形成していた。</p> <p>○電源プラグ内部は炭化しており、片側芯線が栓刃とのカシメ部で全断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源コードのコードプロテクター部には強く折り曲げられた痕があり、コード内部の芯線に断線が認められた。</p> <p>○当該製品の本体に異常はなく、電源コードを交換すると正常に作動した。</p> <p>●当該製品の電源コードに過度な外力を加えたため、電源プラグ内部の芯線に半断線が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。</p>	
51	A201200578 平成24年10月24日(大阪府) 平成24年11月2日	エアコン	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○事故時、当該製品は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は全体的に焼損が著しかったが、プリント基板、ファンモーター、端子台などの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、焼損状況から二次痕と推定された。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	・使用期間:1~2年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A201200580 平成24年9月27日(和歌山県) 平成24年11月5日	電動車いす(ジョイスティック形)	(重傷1名) 当該製品に乗ってスロープを登坂中、後方に転倒し、負傷した。	<p>○事故現場のスロープの傾斜角度は、約15度であった。</p> <p>○当該製品を用いて補助輪を出した状態で使用者とほぼ同じ体重の被験者が、当該スロープを走行したところ転倒は発生しなかったが、各設定速度において補助輪を格納した状態で走行したところ、いずれも後方に転倒した。</p> <p>○当該製品は、グリップエンドの傷以外に外観に損傷痕は確認されなかった。</p> <p>○補助輪の長さの調節及びロック機構に異常は認められなかった。</p> <p>○走行性に異常は認められず、また、車軸の変形や構造上の不具合も認められなかった。</p> <p>●当該製品の走行性や構造に異常が認められず、当該製品の補助輪を格納した状態で走行すると、速度の影響なく後方へ転倒することが確認されたことから、使用者が補助輪を格納したままスロープを走行したことにより転倒事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
53	A201200584 平成24年10月30日(東京都) 平成24年11月6日	電気こんろ	(火災) 当該製品で調理中、周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○消防が当該製品を用い事故時と同等のなべ、火力調節8、油1リットルで再現実験を実施したが出火に至らなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況の詳細が不明なため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
54	A201200588 平成24年10月27日(北海道) 平成24年11月6日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故時、当該製品は使用されていないかった。</p> <p>○当該製品は正面下側の焼損が著しかった。</p> <p>○内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	・使用期間:約3年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
55	A201200589 平成24年10月25日(新潟県) 平成24年11月6日	電動丸ノコ	(死亡1名) 当該製品で作業中、足を負傷し、翌日死亡した。	<p>○使用者の右足大腿部内側に刃が刺さったような傷跡があった。</p> <p>○保護カバーが完全に閉まらない状態(作動不良)になっていた。</p> <p>○保護カバーに摺動痕や強い接触痕があった。</p> <p>○切り込み深さ調節蝶ナットが外れており、角根ボルトが保護カバーと干渉していた。</p> <p>○保護カバーを新品に交換すると、正常に作動した。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、使用者は、当該製品の保護カバーが閉じない状態(作動不良)のものを使用したため、当該製品に接触した際、事故に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「蝶ナット、蝶ボルトをしっかりと閉める」、「保護カバーは、絶対に固定したり取外したりしない。また円滑に動くことを確認する。」旨、記載されている。</p>	
56	A201200592 平成24年10月16日(宮崎県) 平成24年11月8日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のトッププレートの一部と冷蔵庫ドア上端のみが焼損していたが、焼損した箇所に電気部品及び配線は配置されていなかった。</p> <p>○電気部品に異常は認められず、当該製品に通電すると、正常にコンプレッサーが運転し、庫内等も正常に点灯した。</p> <p>●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、冷蔵庫に通電すると正常に動作したことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	
57	A201200593 平成24年10月2日(和歌山県) 平成24年11月8日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、突然ハンドルが回転、バランスを崩し、胸を強打、負傷した。	<p>○事業者が確認時、引き上げ棒は当該品発送のため引き上げ棒が緩められており、事故時の状態は確認できていない。</p> <p>○事業者が、引き上げ棒を規定値で締め付けた結果、ハンドルの固定力に異常は見られなかった。</p> <p>●当該製品の販売店での組み立て状態が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、引き上げ棒を規定値で締め付けた状態では、ハンドルの固定力に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
58	A201200595 平成24年9月21日(群馬県) 平成24年11月9日	靴	(重傷1名) トレーニング効果を目的とした当該製品を履いて階段を下降中、転落し、負傷した。	<p>○使用者は、階段を踏み外す直前に、ふらつきを感じていた。</p> <p>○当該製品には、脚の筋肉に負荷をかけるために、靴底にエアポッドと呼ばれる空気の入った膨らみが設けられており、若干不安定な構造となっていた。</p> <p>○当該製品の外底には、剥がれや摩耗、材質の劣化は認められず、本甲部においても損傷は認められなかった。</p> <p>○複数の被験者に当該製品を履いてもらい、靴底の滑りやすさを調べた結果、転倒に繋がる滑りやすさは認められなかった。</p> <p>○複数の被験者に事故同等品を履いてもらい、歩行時の状態を調べた結果、約4割が歩行時に違和感を抱き、約3割がぐらつきを感じた。</p> <p>●当該製品の外観や靴底に異常が認められないことから、意図的に不安定な状態を作り出す当該製品を履いた使用者が、手すり等に掴まらずに階段を降りたため、バランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品には、葉書サイズの朱色の注意書きが同梱されており、「当該製品は意図的に不安定さを作り出す製品であることから、転倒やつまずきの危険性があり、階段や坂などの段差のある場所では十分注意が必要である」旨、記載されている。</p>	
59	A201200605 平成24年10月30日(大阪府) 平成24年11月14日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、正面右下部の操作パネル部が焼損していたが、内部の電源基板、ポンプモーター、ファンモーター、ヒーターなどの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源基板に接続されている電源コードが、電源基板の手前で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、焼損状況から二次痕と推定された。</p> <p>○電流ヒューズは溶断していなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	
60	A201200607 平成24年11月5日(大阪府) 平成24年11月14日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	<p>○当該製品の操作性に異常は認められなかった。</p> <p>○電磁ブレーキ及び手動ブレーキに異常は認められなかった。</p> <p>○制御ユニット内に、浸水・破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○事故当日に、事故の要因となり得るエラーは記録されていなかった。</p> <p>●当該製品が踏切内に進入した原因は不明であり事故原因の特定には至らなかったが当該製品は、前進・後進等の操作に対して正常に反応し、ブレーキ機構にも異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、同型品によればノイズ誤動作に関する各種試験を満足することが確認されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
61	A201200610 平成24年11月5日(三重県) 平成24年11月16日	ウォーターサーバー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は前面樹脂パネルが全て焼損していたが、左右金属パネルの塗装は残っており、左右パネルともに内側よりも外側の焼損が著しかった。</p> <p>○内部の電源線に溶融痕が認められたが、熱的・機械的ストレスが加わる部分ではないことから、二次痕と推定された。</p> <p>○制御基板に局所的な焼損はなく、コンプレッサー、温水ヒーター、冷水タンク等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、焼損状況から見て、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。</p>	
62	A201200611 平成24年11月8日(神奈川県) 平成24年11月16日	エアコン(室外機・床暖房機能付)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、上部に床暖房ユニット、下部に室外機が接続されている2重構造になっている。</p> <p>○床暖房ユニットに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○室外機のプリント基板上に使用しているパワートランジスターと整流スタックは脱落していたが、プリント基板に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○端子盤3個のうち、接続されているハーネスの一部に溶融痕が認められたが、二次的なものと推定された。なお、端子盤の接続部に異常は認められなかった。</p> <p>○他の部品に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	・使用期間：7年6か月
63	A201200615 平成24年11月9日(静岡県) 平成24年11月19日	電気がま	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は食器棚中段の引き出し式木台に設置されており、電源コードが引き出されている後側の焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品の電源コードは、コードリール部が取り外され、電源コードが内部配線と直接手より接続されており、接続部近傍の内部配線に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源プラグ、基板、ヒーター等の部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品のコードリールを外し、電源コードと内部配線を直接手より接続する改造を行ったため、使用時等に内部配線が損傷し、短絡が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品を改造した者及び改造の経緯等は、特定できなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
64	A201200617 平成24年11月5日(神奈川県) 平成24年11月20日	椅子	(重傷1名) 当該製品を踏み台として使用した際、当該製品の脚部が曲がり、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の脚部には、顕著な変形は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、2本の脚部部品と座面部品から構成され、購入者が取扱説明書に沿って組み立てるものであった。</p> <p>○当該製品は、脚部部品が取扱説明書の指示とは左右逆向きに組み付けられていた。</p> <p>○2本の脚部部品にはそれぞれ番号が表示されており、取扱説明書には脚部を組み付ける際の番号の向きが図示されていた。</p> <p>○脚部を適切に組み付けた事故同等品について、安定性をJISに基づいて測定した結果、異常は認められなかった。</p> <p>○脚部が不適正に組み付けられている当該製品の安定性は、適切に脚部を組み付けた場合の半分以下で、基準値を下回ることが確認された。</p> <p>●当該製品の脚部を不適切に組み付けたために、安定性が低下し、使用者が踏み台として使用していた際にバランスが崩れて事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には左右脚部の組み立て時の向きが図で示されていた。</p>	
65	A201200620 平成24年11月15日(京都府) 平成24年11月21日	電気温風機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の外郭樹脂が焼損し、熔融した樹脂に電気部品や金属部品が埋もれていた。</p> <p>○当該製品内部の電気部品及び内部配線に、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードが本体口出し部から約5cm位置で両方の芯線が断線しており、先端に熔融痕が認められたが、熔融痕解析の結果、二次痕であった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められなかったことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	
66	A201200623 平成24年11月11日(埼玉県) 平成24年11月22日	投げ込み式湯沸器	(火災) 当該製品を使用後、浴槽から取り出し、電源プラグを差したまま放置していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品を延長コードに接続して風呂の湯の保温用に使用し、電源プラグをコンセントに差したまま浴槽より当該製品を取り出した。</p> <p>○通電中の当該製品発熱部は、空気中に露出すると表面温度は800℃程度になる。</p> <p>○延長コードの一部に短絡痕が認められた。</p> <p>○当該製品に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品を通電したまま湯船から取り出した際、当該製品に延長コードが接触したため、延長コードが短絡し火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「風呂加熱用には使わない」、また、本体表示には、「発熱部を水中に入れてから電源を入れる」、「空気中では絶対に通電しない」、「使用後は電源を切る」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
67	A201200638 平成24年11月7日(静岡県) 平成24年11月28日	焙煎機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、生豆を入れた容器を横向きに傾けて下部から熱風を送り、容器を回転させて生豆を加熱乾燥させ、熱風は上部から排出するものであるが、容器下部側が焼損し、容器下部の生豆が炭化していた。</p> <p>○容器側面には最大容量300gを示す印が付いていたが、容器に残っていた生豆の容量は約700gであった。</p> <p>○ヒーター部、内部基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の容器に生豆を入れすぎたため、熱風が循環せず、容器下部の生豆に熱風が集中し、生豆が炭化して発火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「生豆を最大容量の300gを超えて入れると、熱風の通りが悪くなり、焙煎状態が不均一になったり、火災が発生する。」旨、記載されている。</p>	
68	A201200639 平成24年11月18日(福岡県) 平成24年11月28日	電子レンジ	(火災) 店舗で、異臭に気付き確認すると、当該製品庫内を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は店舗内に設置されており、不特定多数の利用者が食品を温めるために使用されていた。</p> <p>○当該製品の庫内の丸皿は破損し、回転ローラーの一部が焼損して溶着していた。</p> <p>○当該製品の庫内には、食品カスと思われる付着物が認められた。</p> <p>○再現試験の結果、庫内に付着物がある状態で空だきを行うと、当該製品と同様の焼損が確認された。</p> <p>●当該製品の庫内に付着物がある状態で空だき運転したことにより、付着物にマイクロ波が集中して加熱され発火し、回転ローラーが焼損したため、回転皿が回転しない状態となり溶融に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「庫内が汚れたまま使用しない」、「空だきしない」旨、記載されている。</p>	
69	A201200641 平成24年11月10日(岡山県) 平成24年11月29日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が段差に衝突したところ、フロントフォークが破断し、転倒、負傷した。	<p>○当該製品のメインフレーム、クランク及びペダル等に著しい変形は認められなかった。</p> <p>○車輪の回転は前後とも滑らかであり、車輪のブレーキ動作についても急激な制動もなく、緩やかに減速できる状態であった。</p> <p>○折損した2本の前ホーク破断面には内側の角から伸展して破断した様相が確認され、また、延性破壊した際に生じる破面及び塑性変形した金属組織が認められた。</p> <p>○前ホークの材質及び引張強度に問題は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、ペダル、クランク、車輪等に操縦を妨げる異常は認められなかったこと、前ホークは破断面観察から延性破壊したものと考えられるが材質及び強度には異常がなかったことから、段差に衝突した際に過大な力が加わったため、前ホークが折損し転倒、負傷したものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
70	A201200643 平成24年11月20日(東京都) 平成24年11月30日	IH調理器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○コンセントと当該製品の電源プラグに焼損が認められた。 ○当該製品の置き台には、油、水分が溜まり、煮こぼれた痕跡が認められた。 ○コンセントの位置は、置き台に開けられた穴の真下(300mm)にあり、煮こぼれた水分が伝わりやすい位置にあった。 ○工事説明書には、置き台より下にコンセントを設置する場合、電源コードを伝ってコンセントに水分が伝わらないようにするため、たるみを持たせるよう設置位置(150mm以内)の指示がされていた。 ●当該製品の電源コードに煮こぼれた水分などが伝わり、コンセント接続部に浸入し、トラッキングが発生したものと推定される。 なお、工事説明書には、「置き台より下にコンセントを設置する場合、コンセントの位置を設置面より下150mm以内」旨、記載されている。	
71	A201200646 平成24年11月22日(鹿児島県) 平成24年12月3日	脚立(三脚)(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品に乗って作業中、転倒し、負傷した。	○事故当時、使用者は当該製品の昇降面を取扱説明書等で指示された75度より倒れた角度にして柔らかい土の上に設置して使用していた。 ○伸縮支柱の調整脚が、上パイプの下端の下方の位置で昇降面から見て右内側方向に変形していた。 ○調整脚の寸法や硬さに異常は認められず、事故当時の使用状態で使用制限体重の4倍の荷重をかける試験を実施しても各部に破損や変形等の異常は生じなかった。 ●当該製品の調整脚を柔らかい地面に設置した再現試験でも当該製品各部に異常が生じなかったことから、使用者がバランスを崩した原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度に問題が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」、「支柱から、横に身体を乗り出さない」、「柔らかい地面には設置しない」、「昇降面(前支柱)と伸縮支柱(後支柱)の使用角度は、75度に設置する」旨、記載されており、当該製品はSG基準に適合している。	
72	A201200648 平成24年10月20日(福岡県) 平成24年12月4日	折りたたみ椅子(脚立兼用)	(重傷1名) 当該製品を脚立として使用中、転倒し、負傷した。	○当該製品のストッパーが変形し、ストッパーが掛からない状態であった。 ○ストッパー表面の塗装に筋状のひび割れが認められることから、ストッパーの変形は製造後に生じたものと推定された。 ○当該製品を開く際、ストッパーにはほとんど力が掛からない状況であった。 ○当該製品を開いて踏み板の最前部を踏んだところ、当該製品は折りたたまれた。 ●当該製品のストッパーが変形するような力は通常使用では加わらず、使用状況が不明なことからストッパーが変形した原因の特定には至らなかったが、ストッパーが変形し、ストッパーが掛からない状態で踏み板の前側を踏んで昇ろうとしたため、当該製品が閉じ使用者が転倒したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
73	A201200652 平成24年11月22日(大阪府) 平成24年12月5日	IH調理器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は中央ヒーター(ラジエントヒーター)近傍にプラスチック容器に入った油を置いていた。</p> <p>○トッププレートの右後方側に油や炭化物が付着していた。</p> <p>○中央ヒーターとタイマーのスイッチは隣接していた。</p> <p>○当該製品内部の右後方側では基板ケース・ファンケース・ファンが溶融して変形しており、その付近には油が入り込んだ形跡が認められた。</p> <p>○当該製品の電気部品、内部配線、電源プラグ、電源コードに異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、使用者がタイマー設定時に誤って中央ヒーターの電源を入れたため、その上に置かれていた容器入りの調理油が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品のトッププレートには、「トッププレートの上や近くに可燃物を置かない」、「鍋以外のものは載せない」旨、取扱説明書には、「トッププレートの上に物を置かない 可燃物や引火物は特に注意する」「使用中は本体から離れない」旨、記載されている。</p>	
74	A201200653 平成24年11月13日(愛知県) 平成24年12月5日	投げ込み式湯沸器	(火災) 当該製品を使用中、外出したところ、建物を1棟全焼、2棟類焼する火災が発生した。	<p>○当該製品は金属容器に入れた水を温めるヒーターであった。</p> <p>○使用者は電気洗濯機に入れた水を温めるため、当該製品を使用し、通電したまま外出していた。</p> <p>○当該製品はヒーター部が異常過熱により腐食していた。</p> <p>●当該製品を電気洗濯機に使用し、通電したまま外出したことから、洗濯槽内の水が蒸発してヒーター部が空焼き状態になり、樹脂部に引火し火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体及び取扱説明書には、「樹脂容器には使用しない」「使用場所から離れる時は電源を切る」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
75	A201200671 平成24年12月3日(大阪府) 平成24年12月12日	加湿器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	<p>○当該製品のヒーターをはじめとする内部の電気回路に異常は認められなかった。</p> <p>○加熱皿及びフィルター、パッキンには多量のスケール(水道水を加熱させた際に発生する残留物)が付着しており、特にフィルターには覆い尽くすほどのスケールが付着していた。</p> <p>○マグネットプラグ受けの異極間に導通が認められた。</p> <p>●当該製品のフィルター清掃など取扱説明書に定められた手入れを行わないまま長期間使用したことにより、堆積したスケールによりパッキンにすき間ができて、本体内部への水漏れが発生し、マグネットプラグ付近に水分が浸入してトラッキングが発生し、発熱発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「月に1、2回程度、フィルターを清掃する必要がある。水アカがたまると水漏れの原因となる」旨、記載されている。</p>	
76	A201200672 平成24年12月1日(京都府) 平成24年12月13日	電気がま	(火災、軽症1名) 当該製品を保温状態で使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、底面から右側面にかけて焼損が著しかった。</p> <p>○底面コードリールの接点バネに異常発熱の痕跡は認められず、また、電源コードに断線や溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○電源基板は一部炭化していたが、ほぼ原形を留めており、IHコイルの接続端子部に緩みは認められず、電流ヒューズも溶断していなかった。</p> <p>○他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	
77	A201200675 平成24年10月12日(愛知県) 平成24年12月13日	照明器具(投光器)	(火災) 店舗内の竹林で当該製品を使用中、当該製品及び周辺の可燃物(笹等)を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は竹林内に上向きに設置されており、フード内部とソケット周辺が焼損していた。</p> <p>○当該製品に付属している防水用パッキンはなく、内部ソケットは腐食し、ソケットとランプロ金の電極部に放電痕が認められた。</p> <p>○ランプに破損はなく、配線などに溶融痕はなかった。</p> <p>●当該製品の防水用パッキンを取り外した状態で使用していたため、ソケット内部に雨水が浸入し、ソケットが腐食して電極部で接触不良による異常発熱が生じ、最終的にスパークが発生し、内部に浸入していた笹等のゴミが燃えて出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ランプ取り付けの際、パッキンが本体に確実にはめ込まれていることを確認する。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
78	A201200684 平成24年12月5日(愛知県) 平成24年12月14日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は3か月前に移設されたものであった。</p> <p>○当該製品は全体が焼損し、樹脂部は焼失していたが、電気部品は全て残っていた。</p> <p>○電源コードが電源プラグから約107cmの位置で断線して溶融痕が認められ、溶融痕解析の結果「当該断線部からの出火の可能性が高い」と推定された。</p> <p>○断線した部分は、電氣的ストレスのかかる部分ではなかった。</p> <p>○内部基板、ファンモーター、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の電源コードに溶融痕が認められることから、電源コードで短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと推定され、溶融痕の位置がコードの中間であることから、外力が加わって被覆に傷が付いたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:6年
79	A201200685 平成24年11月(大阪府) 平成24年12月14日	湯たんぽカバー	(重傷1名) 当該製品に湯たんぽを入れて使用中、足に低温火傷を負った。	<p>○当該製品に、破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は当該製品に湯たんぽを入れ、布団の中に入れてそのまま就寝していた。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、当該製品に湯たんぽを入れて長時間足に接触させて使用したため、低温火傷に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の縫い付けラベルには、「低温やけどに注意」の旨、また、取扱説明書には、「カバーは必ずしも低温やけどを防止するものではありません。湯たんぽの使用上の注意を必ず読んで、ご使用ください。」旨、記載されている。</p>	A201200686(湯たんぽ)と同一事故
80	A201200686 平成24年11月(大阪府) 平成24年12月14日	湯たんぽ	(重傷1名) 湯たんぽカバーに当該製品を入れて使用中、足に低温火傷を負った。	<p>○当該製品に破損や変形などの異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品にお湯の漏れは認められなかった。</p> <p>○本体に低温やけどを防ぐための注意が記載されていた。</p> <p>○使用者は、湯たんぽカバーに入れた当該製品を、布団の中に入れてそのまま就寝していた。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、湯たんぽカバーに入れた当該製品を長時間足に接触させて使用したため、低温火傷に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体には、「低温やけどに注意」、取扱説明書には、「低温やけどを防ぐために 湯たんぽは、絶対に身体へ接触しないようにしてください。就寝中に誤って接触しないよう、就寝前に必ず布団から出してください。」「湯たんぽにカバーをした状態でも直接身体をあてたり、足を乗せたり抱きかかえたりすると低温やけどの原因となりますので絶対にお避けください。」旨、記載されている。</p>	A201200685(湯たんぽカバー)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
81	A201200695 平成24年12月11日(東京都) 平成24年12月18日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は出火時に運転していなかった。 ○当該製品は全体が焼損し、ファンガードやファンが溶融していたが、電装部品や内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○渡り配線の接続部には出火の痕跡が認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	・使用期間:7年
82	A201200710 平成24年11月24日(福岡県) 平成24年12月20日	電気湯沸器	(火災、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のヒーター、基板、ポンプ等の各部品に焼損した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の近くにあった別製品の電源コードの焼損が著しかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	
83	A201200732 平成24年1月23日(千葉県) 平成24年12月28日	電気式床暖房	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電極接続部(ハトメ材)と発熱シートの間で焼損が認められた。 ○当該製品は、アルミテープを装置内配線から電熱シート(電極接続部を含む)を覆うように貼られていた。 ○当該製品の接着剤は、電熱シート上に塗布がされていた。 ○コントローラーに異常は認められなかった。 ○当該焼損箇所は生活動線下であった。 ●当該製品は施工説明書に沿わない施工が行われており、電極接続部(ハトメ材)や電熱シートに強い引張り力等の外力が加わった際、電極接続部が半断線もしくは電熱シートが一部破損し、電極接続部と電熱シート間で異常発熱し焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、施工説明書には、「装置内配線から電熱シート間50cmにはアルミテープを貼り付けない並びに接着剤は電熱シート間に沿って塗布する」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
84	A201200740 平成24年12月19日(福岡県) 平成24年12月28日	エアークンプレッサ	(火災) 建築現場(屋外)で当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、屋外の工事現場で業務用として使用されており、井戸の汚水を吐出させるために連続運転されていた。 ○購入時から4か月間複数の工事現場で使用されており、一度運転を開始すると現場に放置されていた。 ○運転コンデンサーの焼損が著しく、運転コンデンサーに近接した外郭樹脂は焼損していた。 ●業務用として連続使用運転が続いたため、当該製品の運転コンデンサーに過大な負荷がかかり、絶縁破壊が生じて出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本製品は連続吐出運転はできません。」「業務用には使用しないでください。」旨、記載されている。	
85	A201200741 平成24年12月7日(新潟県) 平成24年12月28日	電気洗濯機	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は電源が入っていなかった。 ○当該製品は焼損していたが、前面基板、背面の給水弁、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○洗濯槽下部のモーターや配線コネクタ一部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグや電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から7年~8年と推定)
86	A201200756 平成24年12月27日(茨城県) 平成25年1月4日	凍結防止用ヒーター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者が設置した。 ○長さ約50cmの給湯配管に3mの凍結防止用ヒーターを密巻き状態で重ね巻きしてあった。 ○配管に密着させて取り付けべきサーモスタット部が配管に密着して巻きつけられておらず、配管の温度が検知されない(外気温検知)状態になっていた。 ○アルミクッションシートで当該製品及び給湯配管を覆い、さらに藁をかけて保温していた。 ●当該製品のサーモスタット部を配管に密着させて取り付けしていなかったこと及び密巻き状態で重ね巻きしたことから、異常過熱を検知できずヒーター被覆が発火して周囲の可燃物に着火し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ヒーターを束ねて使用したり、重ね巻きや密巻きをしない」「サーモスタット部は配管に密着させてください。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
87	A201200762 平成24年12月19日(兵庫県) 平成25年1月8日	IH調理器	(火災) 当該製品で鍋に入れた油を加熱し、その場を離れていたところ、鍋の油から出火する火災が発生し、周辺を焼損した。	○使用者は油を加熱キーで加熱中にその場を離れていた。 ○事故時に使用されていた鍋は付属の鍋ではなかった。 ○当該製品に異常は認められず、使用は可能であった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が付属の鍋を使用せず、揚げ物キーではなく加熱キーを選択して油を加熱し、さらにその場を離れたため、安全装置が作動せず油が過加熱状態になり出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「そばを離れない」「鍋底は反ったり変形していないこと」「揚げ物時は必ず付属かあっせんの鍋を使用する」旨、記載されている。	
88	A201200766 平成25年1月8日(福井県) 平成25年1月9日	電気あんか	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○本体付け根部の電源コードプロテクター付近が強く焼損しており、コードプロテクター内部の電源コードが半断線し、断線部には屈曲していた痕跡が認められた。 ○当該製品の保管時は電源コードを本体に巻き付けていた。 ●当該製品の電源コードを本体に巻き付けて保管したため、本体の電源コードプロテクター部に屈曲などの機械的ストレスが加わり、断線、スパークが生じて火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードをあんかに巻き付けない」旨、記載されている。	
89	A201200767 平成24年12月27日(東京都) 平成25年1月10日	IH調理器	(火災) 当該製品に天ぷら鍋をかけたままその場を離れ戻ったところ、鍋の油から出火する火災が発生しており、周辺を焼損した。	○使用者は天ぷら油加熱中にその場を離れていた。 ○使用していた天ぷら鍋は鍋底に反りがあり、鍋に入れた油の量は少なく、加熱モードは天ぷらモードではなく、設定温度の高い通常加熱モードであった。 ○当該製品に異常なく、使用は可能であった。 ●当該製品に異常はないことから、鍋底が反った天ぷら鍋で少量の油を通常加熱モードで加熱し、その場を離れていたため、安全装置が作動せず、油が過加熱状態になり、発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「調理中はそばを離れない」、「揚げ物調理では鍋底が平らな天ぷらなべを使い、油量は500g以上とし、天ぷらモードで加熱する」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
90	A201200785 平成25年1月9日(富山県) 平成25年1月17日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、食器洗い乾燥機と同時に購入し、10年4か月使用されていた。 ○当該製品は、コードコネクタボディ内部が焼損していた。 ○内部の刃受け金具には溶融痕があり、刃受け間で短絡が生じていた。 ○食器洗い乾燥機の電源プラグ栓刃に挿入不足の痕跡が認められた。 ●当該製品と食器洗い乾燥機の電源プラグ栓刃の差し込みが、浅い状態で長期間使用されていたため、接触不良が生じて異常発熱し、コードコネクタボディ内部の絶縁が劣化して出火に至ったものと推定される。 	
91	A201200792 平成25年1月5日(鳥取県) 平成25年1月18日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○壁コンセントに接続されていた当該製品の電源プラグが焼損していた。 ○電源プラグの栓刃が湾曲しており、片側の栓刃は、プラグ内部の電源コード芯線のカシメ部直近で折損し、溶融痕が認められた。 ○栓刃の芯線カシメ部に異常は認められなかった。 ○壁コンセントの刃受け金具に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグに繰り返し曲げ応力が加わったため、栓刃に亀裂が入り、亀裂部でスパークが生じ、出火に至ったものと推定される。 なお、当該製品の梱包の台紙には、「火災の原因になるため、コードを引っ張ったり、無理に曲げたり、ねじったりしない」旨、記載されている。 	
92	A201200817 平成24年12月8日(長崎県) 平成25年1月24日	こたつヒーター	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の中間スイッチは「切」の状態だった。 ○電源コードの被覆が一部焼失しており、内部の素線が露出していたが、溶融痕などの異常は確認されなかった。 ○当該製品内部に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	
93	A201200821 平成24年12月31日(福岡県) 平成25年1月24日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品内部の各電気部品及び内部配線等に異常は認められなかった。 ○前面パネルの溶融した樹脂中に繊維状の付着物などが認められた。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、可燃物がストーブに接触し引火したするなど、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
94	A201200824 平成25年1月11日(愛知県) 平成25年1月24日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品前面の樹脂が焼損していたが、台座樹脂は残っていた。 ○前面ガードには過熱の痕跡があり、繊維状の付着物が認められた。 ○反射板の焼けは、内側よりも外側が強かった。 ○スイッチ、内部配線、配線接続部、スチーム部及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
95	A201200835 平成25年1月7日(神奈川県) 平成25年1月28日	電気あんか	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、収納時に電源コードをあんか本体に巻き付けていた。 ○電源コードはあんか本邸出口から約35mmの所で2芯とも断線していた。 ○事故品のプロテクターは殆ど焼失していたが、同等品との比較から、電源コード断線部は、プロテクター端部に該当していた。 ○コード断線部を拡大すると、電源コードの電源側および本体側双方の芯線端部に溶融痕が認められた。 ●当該製品の電源コードをあんか本体に巻き付けて収納することが繰り返されたために、プロテクター出口部近傍で電源コードに繰り返し応力が加えられてコード芯線が断線し、出火に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「収納のしかたとして」及び「安全上のご注意として」の2箇所で、「プロテクターを折り曲げない」旨の注意を喚起しており、また「安全上のご注意として」では、禁止事項の一つとして、「電源コードは、あんかに絶対に巻き付けしないでください」旨、記載されている。</p>	
96	A201200837 平成25年1月25日(広島県) 平成25年1月28日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故時、当該製品は使用されていなかった。 ○制御基板、ファンモーター、内部配線、端子台等の電装部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	・使用期間：不明 (製造時期から約7年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
97	A201200854 平成25年1月2日(愛知県) 平成25年2月1日	ヘアドライヤー	(火災) 異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の電源プラグは、コンセントに差し込まれたままになっていた。 ○電源スイッチはOFFの状態、ヒーター、モーター等に出火の痕跡はなかったが、本体コードプロテクター部で電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○プロテクター内部の電源コードはねじれていた。 ○断線部の溶融痕は、溶融痕解析により一次痕と推定された。 ●当該製品の電源コードにねじれが認められることから、電源コードに過度な外力が加わったことにより、コード芯線が断線・スパークし出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用後は必ずプラグをコンセントから抜く」、「コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったりしない。」旨、記載されている。	
98	A201200859 平成25年1月22日(福岡県) 平成25年2月1日	電気カーペット	(火災) 当該製品を延長コードに接続して使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のコントローラにある基板に焼損した痕跡は認められず、温度ヒューズも切れていなかった。 ○コントローラの電源つまみ位置は「切」の状態であった。 ○当該製品を接続していた延長コードのコード被覆が焼損し、素線の一部が断線しており、当該箇所溶融痕が認められた。 ●当該製品内部に発火した痕跡は認められず、接続していた延長コードの短絡により発生した火が当該製品に燃え移ったものと推定される。	
99	A201200861 平成25年1月19日(京都府) 平成25年2月4日	吹き出し口ガード (石油温風暖房機用)	(重傷1名) 当該製品を石油温風暖房機に取り付けて使用中、異常に気付き確認すると、当該製品が外れており、乳児が左手に火傷を負っていた。	○当該製品を取り付けていたファンヒーター前面に変形が認められ、当該製品のマグネット部分を十分に密着させて当該製品を固定させることが困難であった。 ○乳幼児は、事故以前からよく当該製品につかまり立ちをしていた。 ○母親は隣部屋に居て、事故発生時の子供の行動を監視していなかった。 ●当該製品は、取り付けていたファンヒーター前面が変形していたことから、マグネットとの接触面が小さくなり吸着が不十分となったために、磁力による固定力が弱密着が弱い状態であり、被害者が当該製品につかまり立ちをするなどして、沿直方向または水平方向の荷重によってファンヒーターから当該製品が外れて、手がファンヒーターの吹き出し口等高温部に触れたため事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「●お子様のいたずらで外す・ずらすなど安全にご使用できない場合は使用を中止する。」「ガードにつかまったり、線材の隙間や、ガードと本体の間に指、手、足などを入れない。やけどをするおそれがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
100	A201200884 平成25年1月26日(栃木県) 平成25年2月7日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品の電源プラグを抜いて外出し、火災は、約10時間後に家人によって発見された。</p> <p>○当該製品の焼損形状は、不定形、円形のもの数か所点在し、焼損方向は、上に重ね敷きされた敷物から当該製品に向かっていた。</p> <p>○ヒーター線の発熱線と検知線は短絡状態であったが、温度ヒューズは溶断していなかった。</p> <p>○コントローラーの内部基板、電源コードに溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。</p>	
101	A201200933 平成25年2月10日(兵庫県) 平成25年2月20日	脚立(はしご兼用) (アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品で作業中、転倒し、負傷した。	<p>○戸建てのリフォーム中、使用者が当該製品の2段目の踏ざんに足を載せモルタルを張る作業中に突然脚が折れて転倒し、腰椎を骨折した。</p> <p>○4本の支柱のうち1本の端部が内側に折れ曲がっていた。</p> <p>○支柱の寸法・肉厚はほぼ図面どおりであった。</p> <p>○支柱の硬さは設計許容値内で問題は認められなかった。</p> <p>○支柱の強度評価として、一般財団法人製品安全協会の強度試験を適用した結果、異常は認められなかった。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は寸法、肉厚、硬さは事業者が示した仕様どおりで支柱の強度試験においても問題がなかったことから、当該製品の使用中に何らかの要因で使用者がバランスを崩して転倒し、倒れた脚立に使用者が落下して支柱が変形したものと考えられ、製品には起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
102	A201200958 平成24年12月31日(新潟県) 平成25年2月27日	雪上自転車	(重傷1名) 当該製品で滑走中、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品のフレームとフロントボードを接続する部品が破断していた。</p> <p>○当該製品のフレームとフロントボードの接続部品には非純正品が使用されていた。</p> <p>○接続部品の純正品は、ゴムブッシュにステンレス製のボルトを貫通させたものであるのに対し、非純正品は、円柱状のゴムの上下にボルトを埋め込んだ構造で、ボルトは貫通していなかった。</p> <p>○当該製品に使われていた非純正の接続部品は、ゴムの部分から破断していた。</p> <p>○フレーム及びリアボードに変形は認められなかった。</p> <p>○フロントボードの裏面や側面には、傷や変形等の損傷が確認されたが、使用者は、これらの損傷は事故以前のもので、事故時にフロントボードに衝撃は加わっていないとしている。</p> <p>●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、接続部品以外の箇所に事故に関係したと判断できる異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「加工または改造を行わない」旨、記載されている。</p>	
103	A201200980 平成24年11月7日(東京都) 平成25年3月4日	こたつヒーター(堀こたつ用)	(重傷1名) 当該製品を使用中、足に火傷を負った。	<p>○当該製品は、毛布をかけたダイニングテーブルの床に直置きされており、堀こたつ内に設置されてはいなかった。</p> <p>○同等品を用いて、使用時の温度上昇を確認したところ、リモートコントロールスイッチが低の場合には、ヒーターの上面温度は82℃、スイッチが中の場合には、ヒーター上面温度が104℃、強の場合には、137℃まで上昇した。</p> <p>○使用者は、当該製品の上に足を載せて使用した。</p> <p>●当該製品を堀こたつに設置せず、床に直接設置したため、足を当該製品の上面に直接置いた際、火傷に至ったものと推定される。</p> <p>なお、同等品に同梱されている取扱説明書には、「使用中や使用直後はヒーターユニットに直接触れないでください。やけどの原因になります。」の旨、本体表示には、「用途に応じた使い方をして他に転用しないでください。」の旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
104	A201200981 平成25年1月24日(大阪府) 平成25年3月4日	延長コード	(火災) 事務所で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○裏面の外郭樹脂に焼損による穴が認められた。</p> <p>○接地側極の受刃金具周辺に設けられている隔壁が焼失し、接地側極の受刃金具及び当該受刃金具直近の電圧側極の金具が溶融していた。</p> <p>○受刃金具と栓刃の接触面を観察したところ、多数の放電痕が確認された。</p> <p>○他社製延長コードの電線の外装被覆がプロテクター部分から抜けており、プロテクター内部の絶縁被覆表面に煤の付着が認められた。</p> <p>●当該製品は、事故発生以前の負荷機器の接続状況が不明であるが、他社製延長コードの電源プラグが過度な応力が加わった状態で接続されていたため、電源プラグの栓刃と受刃金具の接触不良により、接続部が異常発熱するとともに受刃金具周辺の樹脂が炭化し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
105	A201200985 平成25年2月13日(東京都) 平成25年3月5日	車いす	(重傷1名) 当該製品に使用者(80歳代)を乗せて押していたところ、使用者が転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の足台高さは、取扱説明書では5cm以上にセットする旨、記載されていたが、レンタル事業者は、屋内専用で使用されることから、1cmの高さにセットしていた。</p> <p>○当該製品は屋外で使用され、足台が地面に引っ掛かり、前方に転倒していた。</p> <p>○レンタル事業者は、足台の高さをそのままにして屋外使用すると、足台が地面に引っ掛かる危険があることから、屋外で使用する際は、足台を高くする必要があることを関係者に伝えていなかった。</p> <p>●当該製品は屋内専用として足台の高さが低くセットされていたが、屋外使用の際の注意が伝えられていなかったことから、足台の高さが低いまま屋外で使用され、足台が地面に引っかかり転倒事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
106	A201200990 平成25年2月3日(奈良県) 平成25年3月6日	脚立(はしご兼用) (アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品をはしご状態で使用中、転落し、負傷した。	<p>○事故時、当該製品をはしご状態にして玄関内上部のオーバーハング部(天井の一部で手前に突き出た壁面)の下端付近に僅かに接触する状態で立て掛けて使用していた。</p> <p>○当該製品の昇降面上部の支柱や踏ざんに多数の破損や変形が認められた。</p> <p>○破断面近傍に変形が発生しており延性的かつ急速に破断した様相を呈していた。</p> <p>○当該製品が立て掛けられていた壁面下端に、はしご上側端具との干渉によるものと推定される擦過痕が認められた。</p> <p>○支柱の厚さは設計図面どおりで、硬さ(引張り強度代用値)にも異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の上部先端と玄関の壁が僅かに接触する状態で使用されたため、上部先端が壁から外れて前方に転倒したものと考えられ、製品には起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「建物のはりや突き出た壁に、はしごの先端を立て掛けて使わない。」旨、記載されている。</p>	
107	A201201068 平成25年1月13日(山梨県) 平成25年3月28日	システムキッチン (吊り戸棚)	(重傷1名) 当該製品が頭上に落下し、負傷した。	<p>○当該製品は、7本の固定ネジで壁面に固定されていたが、当該製品と一緒に抜け落ちていた。</p> <p>○当該製品の固定に使われていたネジは、メーカー仕様の6本と、1本の他社製ネジであり、ネジ部には石膏の付着が認められた。</p> <p>○当該製品は、壁面裏側の取付棧に、壁を挟んでネジで固定するものであるが、当該製品が取り付けられていた壁面裏側には取付棧が施工されていなかった。</p> <p>○当該製品の取付業者は、製造事業者とは別の事業者であった。</p> <p>●当該製品を壁面に固定するための取付棧が壁面裏側に施工されていない状態で、取付業者が当該製品を壁面に取り付けただめに、固定用ネジが抜けて当該製品と一緒に落下し、事故に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、組立説明書には、「施工図通り現場ができていないか必ず確認する」、ウォールキャビネットの取付けの項に「取付用壁面には取付用棧木(40×60mm以上)を設ける」旨、記載されている。</p>	